

笛吹市国土強靱化地域計画 (案)

令和3年〇月

笛 吹 市

目次

はじめに	1
第1章 計画の概要	2
1 策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	4
4 計画策定の進め方	4
第2章 本市の地域特性	5
1 地理的・地域的特性	5
2 気候的特性	7
3 社会経済的特性	8
第3章 基本的な考え方	12
1 基本目標	12
2 事前に備えるべき目標	12
3 取組方針	12
第4章 脆弱性評価	14
1 脆弱性評価の考え方	14
2 想定する災害	14
3 起きてはならない最悪の事態の設定	15
4 起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策分野	16
5 起きてはならない最悪の事態と施策分野の相関	17
6 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価	21
第5章 施策分野ごとの推進方針	53
1 A：行政機能／防災・消防	53
2 B：住宅・都市・土地利用	58
3 C：保健医療・福祉	62
4 D：教育・文化	64
5 E：産業・農業	65
6 F：情報通信・エネルギー・環境	68
7 G：国土保全・交通	70
8 H：地域防災	72

第6章 計画の推進	75
1 施策の重点化	75
2 各種施策の推進と進捗管理	76
資料編	
■ 重要業績指標（KPI）一覧	77

はじめに

日本はこれまで、東日本大震災などの地震災害や集中豪雨による浸水被害、台風による土砂災害など、様々な大規模自然災害が起きており、甚大な被害を受けてきた。さらに今後、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模自然災害の発生が予想されており、いかなることが起きようとも、致命傷となる大きな被害を避け、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、また、被った被害を迅速に回復することができる、「強さ」と「しなやかさ」、いわゆる強靱性が求められることとなった。

国においては、東日本大震災の教訓から、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これにより、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

また、山梨県においても、平成 27 年 12 月に国の「国土強靱化基本計画」との調和を図りながら、今後想定される大規模自然災害に対して、県土の強靱化を図るため「山梨県強靱化計画」が策定された。県は、平成 30 年 12 月に近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、「国土強靱化基本計画」の見直しが行われたこと、また、計画期間の 5 年目を迎えたことから、令和 2 年 3 月に「山梨県強靱化計画」の見直しを行っている。

本市は、甲府盆地中央部を流れる笛吹川に沿った平坦地を中心に、南北の丘陵・山岳地帯に挟まれた地域であり、過去に河川の氾濫や斜面の崩落などを経験している。また、近い将来発生する確率が高いとされている首都直下地震や南海トラフ地震では、市内でも大きな被害が予想されている。このため、本市においても、大規模自然災害による致命的なダメージを回避するとともに、被害から迅速に回復できるよう、「笛吹市国土強靱化地域計画」を策定することとした。

第1章 計画の概要

1 策定の背景と目的

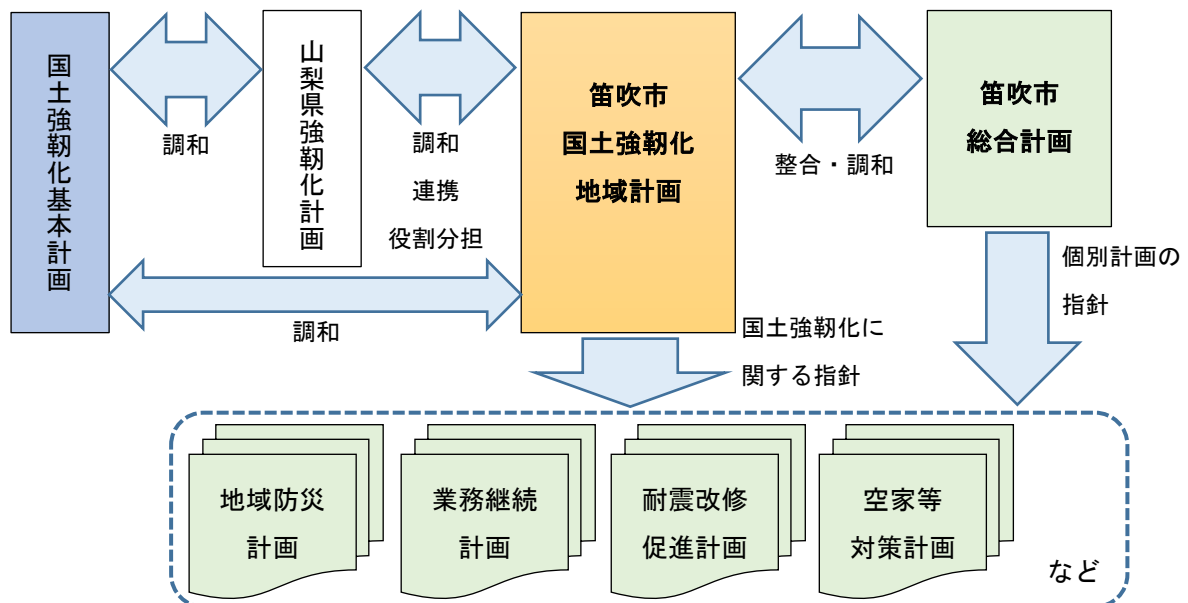
平成 25 年 12 月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。国では、基本法に基づき、国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、5 年が経過した平成 30 年 12 月に基本計画の見直しを行っている。

山梨県においては、平成 27 年 12 月に県土の強靱化を推進するため「山梨県強靱化計画」（以下「県強靱化計画」という。）が策定された。県は、基本計画が見直されたことや、近年の大規模地震の発生頻度、異常気象の頻発・激甚化を踏まえ、令和 2 年 3 月に県強靱化計画の見直しを行っている。

このような中、本市においても、南海トラフ地震や豪雨・豪雪等、いかなる災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、被害の低減を図り、迅速に回復することができるよう「笛吹市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、第二次笛吹市総合計画と整合・調和を図るとともに、本市の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものである。



【地域防災計画との違い】

「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「起こり得る事象」を特定し、「その事象に対する対応」を取りまとめるもので、笛吹市地域防災計画では起こり得る事象ごとに計画が立てられている。

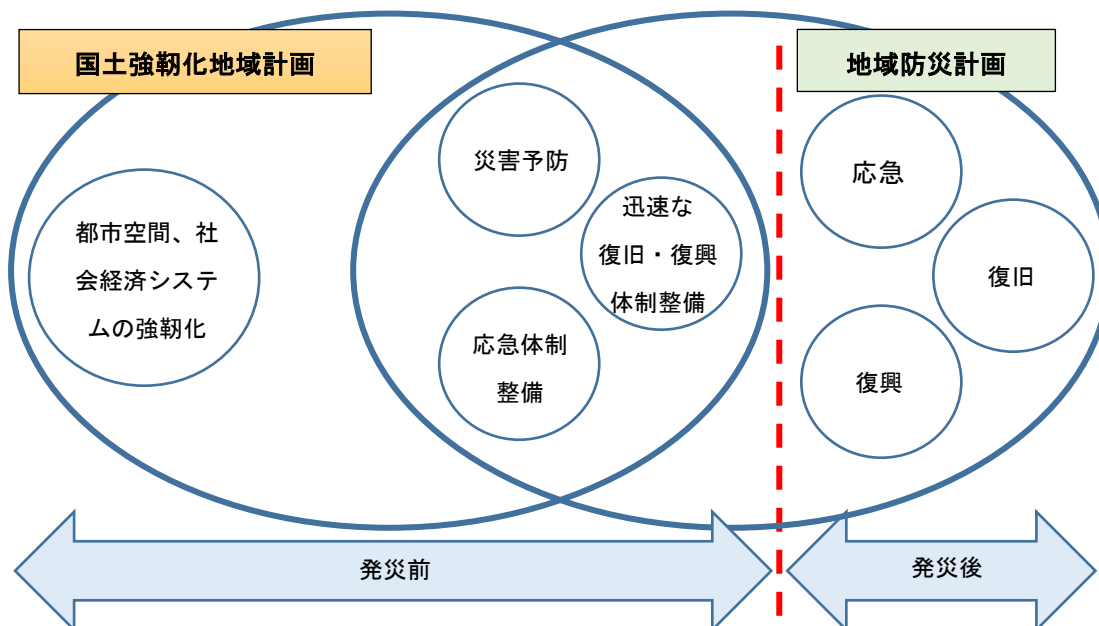
一方、国土強靱化は、事象ごとの対処、対応をまとめるものではなく、①あらゆる事象を見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものである。

そのため、人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態」を明らかにし、最悪の事態を回避するために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性、内容を取りまとめたものが強靱化の計画である。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し、地域社会を強靱化する	災害の種類ごとの発生時の対応力を強化する
対象段階	災害発生前	災害発生時、発生後
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を想定し、回避するための施策を設定する	予防、応急、復旧などの具体的な対策を設定
施策の重点化、指標	あり	なし

【国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ図】



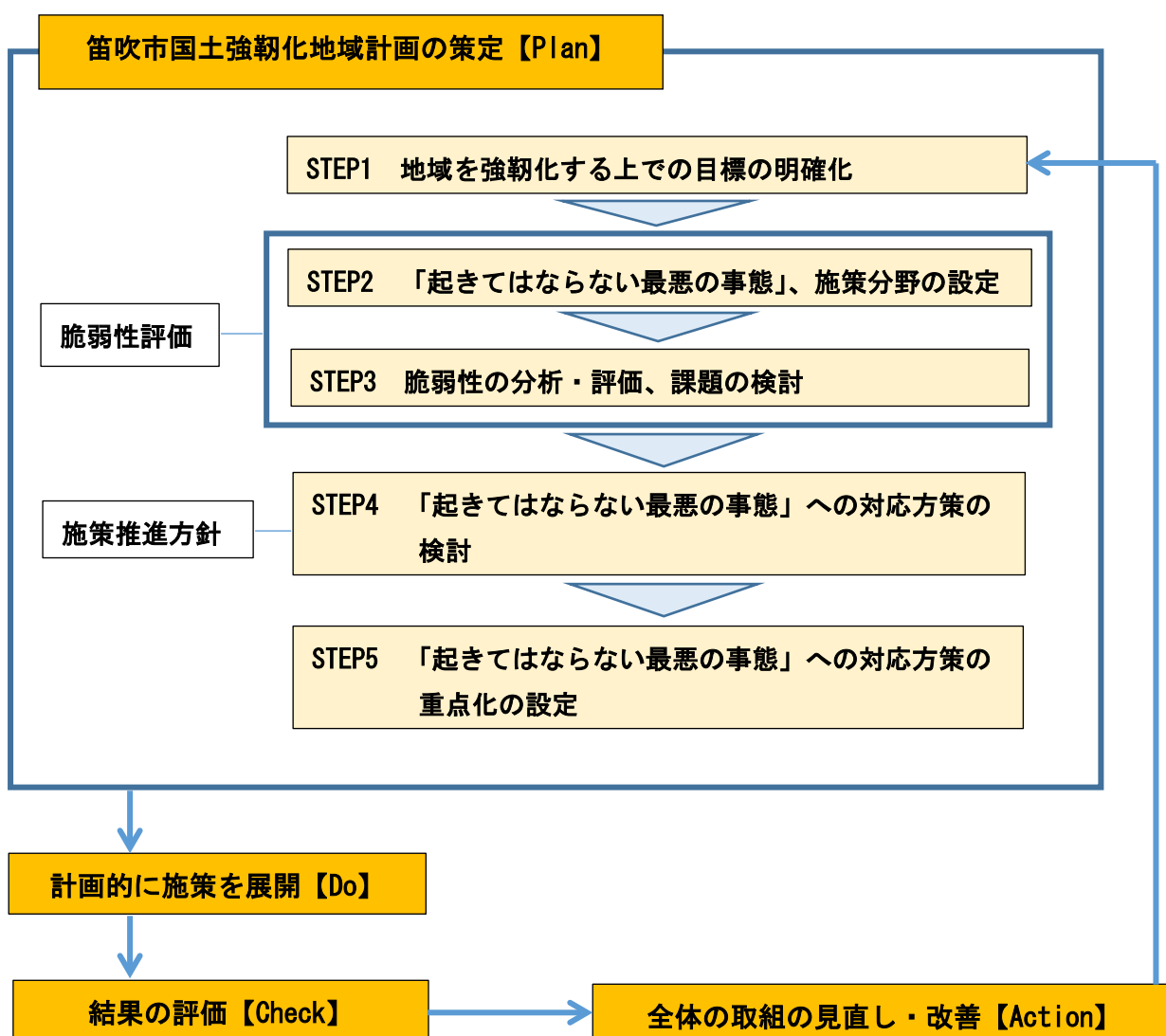
3 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とする令和7年度までの5年間を計画期間とする。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的、計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、次の手順により策定を行う。

【計画策定の手順】



第2章 本市の地域特性

1 地理的・地域的特性

本市は、山梨県のほぼ中央に位置し、北は山梨市、甲州市、東は大月市、南は富士河口湖町、西は甲府市と接している。東西 18.8 km、南北 21.7 km、総面積は 201.92 km²で、山梨県の面積の約 4.5% を占めている。

地形等は、甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地帯から放出する水系を集め、盆地中央部を西に向かって笛吹川が流れている。笛吹川に向かって南北に流れる金川、浅川、境川等の扇状地と盆地底部の沖積平地が広がり、山裾から平坦地にかけて果樹を主体とした農地が分布し、その背後には甲府盆地を構成する御坂山塊、その山間には東西に流れる芦川に沿って点在する集落及び秩父山地の丘陵と急峻な山岳地帯が広がっている。

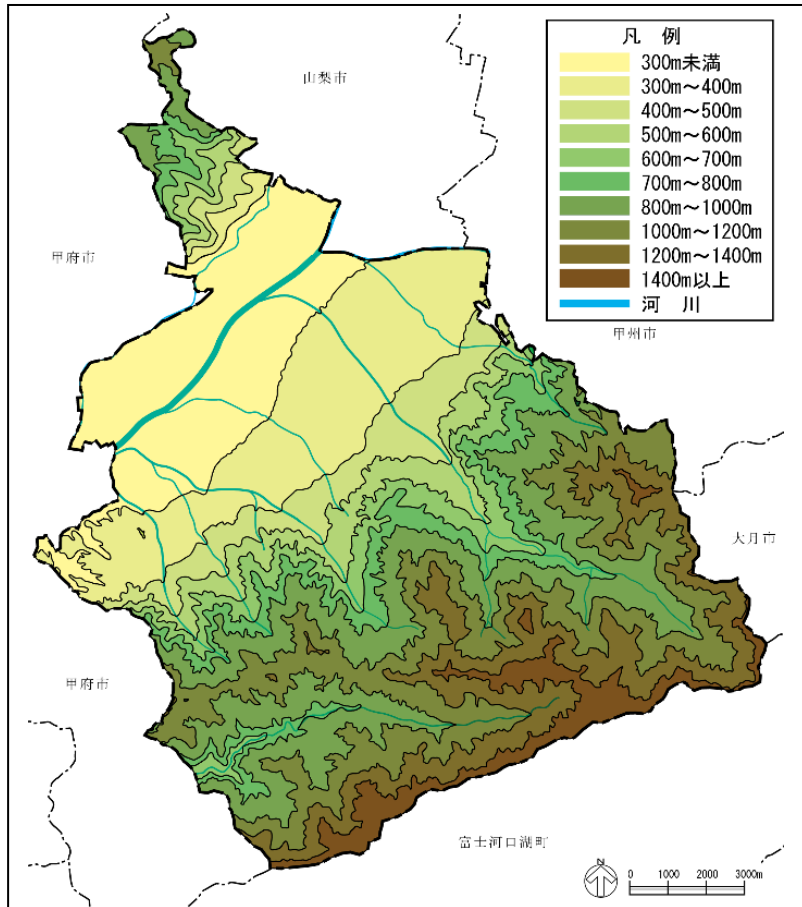
笛吹川周辺の平坦地には沖積層が分布している。一方、山地のほとんどは花崗閃緑岩や石英閃緑岩からなり、風化が進み、地質は脆弱で、斜面の急傾斜と相まって、豪雨の際には斜面の崩壊、土石流等を起こしやすい。

■ 笛吹市の位置図



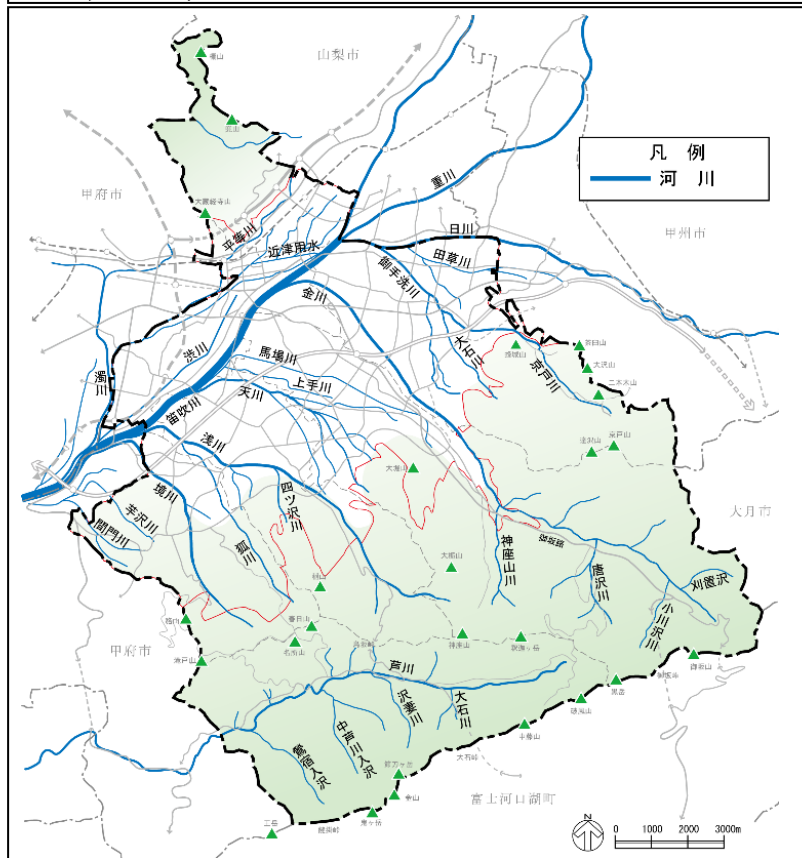
〔出典：笛吹市都市計画マスタープラン〕

■地形



〔出典：
笛吹市都市計画マスタープラン〕

■河川水系

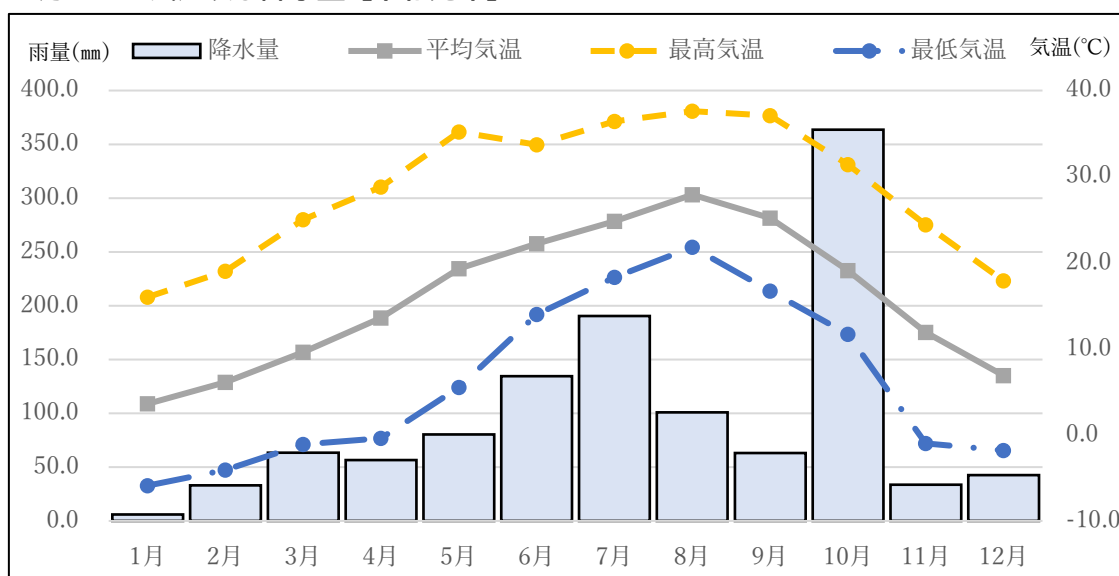


〔出典：
笛吹市都市計画マスタープラン〕

2 気候的特性

甲府地方気象台甲府観測所の気象データによると、平成 22 年から令和元年の 10 年間の平均気温は 15.3℃、年間降水量は 1151.3 mm である。本市の気候は盆地特有の内陸性気候で、夏は最高気温が 30℃を超える蒸し暑い日が多く(8月の最高気温の平年値 33.5℃)、冬は最低気温が氷点下になる寒い日も多くあり(1月の最低気温の平年値-2.7℃)、寒暖の差が大きいのが特徴である。

■月ごとの気温及び降水量 [令和元年]



■気温及び降水量の推移

年別	気温(°C)					降水量(mm)	
	平均	極値		8月の最高気温 の平年値	1月の最低気温 の平年値	合計	1日最大
		最高	最低				
平成 22 年	15.2	37.5	-6.5	34.2	-2.6	1,320.0	80.5
平成 23 年	15.0	38.1	-6.9	32.5	-3.8	1,423.5	124.5
平成 24 年	14.8	37.9	-9.0	34.6	-3.1	1,003.5	100.5
平成 25 年	15.4	40.7	-6.7	35.3	-3.4	939.0	72.0
平成 26 年	14.7	37.7	-5.9	31.7	-2.8	1,190.0	109.5
平成 27 年	15.6	37.3	-6.2	32.6	-1.8	1,114.5	61.0
平成 28 年	15.7	38.5	-7.4	33.4	-2.3	1,125.0	87.5
平成 29 年	14.9	37.5	-6.8	32.7	-2.3	1,076.0	104.0
平成 30 年	16.0	40.3	-7.5	34.5	-2.8	1,153.5	78.5
令和元年	15.9	37.6	-5.9	33.8	-2.3	1,168.0	169.0
平均	15.3	38.3	-6.9	33.5	-2.7	1,151.3	98.7

[出典：気象庁統計資料]

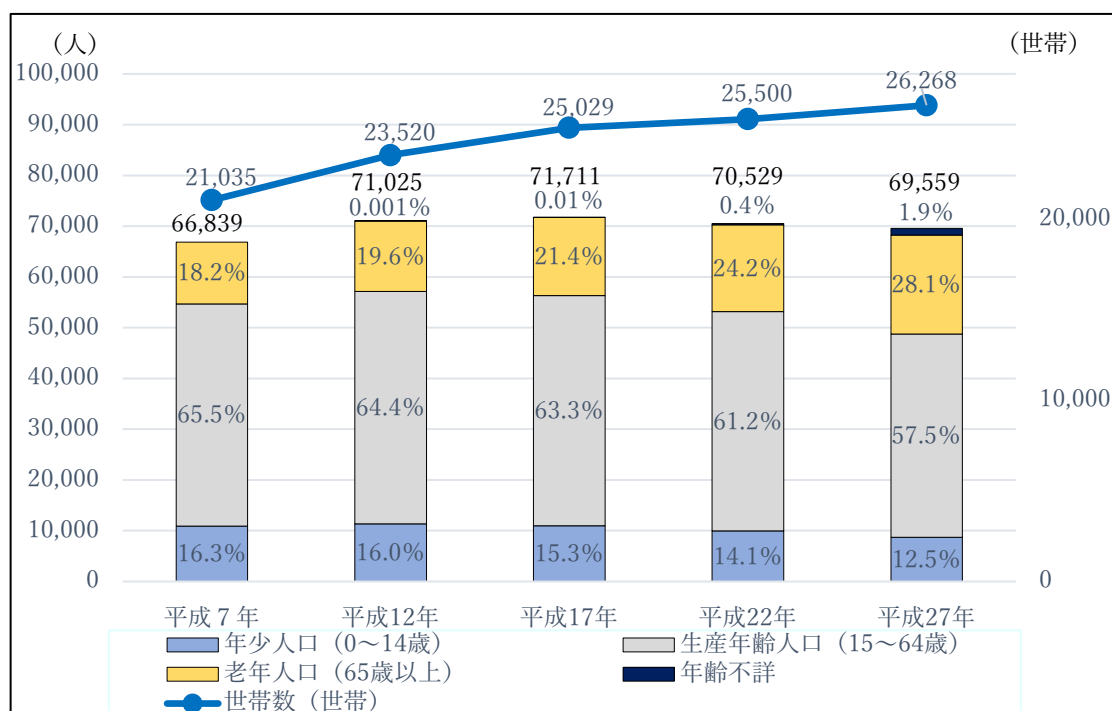
3 社会経済的特性

(1)人口

国勢調査における本市の人口は、平成 17 年の 71,711 人をピークに減少に転じ、平成 27 年では 69,559 人となっている。世帯数は増加傾向にあり、平成 7 年は 21,035 世帯、平成 27 年では 26,268 世帯となり、5,233 世帯の増加となっている。

また、平成 17 年に 20%を越えた高齢化率は、平成 27 年には 28.6%に達しており、着実に高齢化が進んでいる。

■人口・世帯数の推移



※年齢不詳…国勢調査において、年齢未記入の方

項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口 (人)	66,839	71,025	71,711	70,529	69,559
年少人口 (0~14歳)	10,924	11,366	10,966	9,960	8,720
生産年齢人口 (15~64歳)	43,781	45,761	45,382	43,189	40,010
老年人口 (65歳以上)	12,134	13,897	15,356	17,092	19,541
年齢不詳	0	1	7	288	1,288
世帯数 (世帯)	21,035	23,520	25,029	25,500	26,268
世帯当たり人員 (人/世帯)	3.18	3.02	2.87	2.77	2.65
高齢化率 (%)	18.2	19.6	21.4	24.3	28.6

〔出典：国勢調査〕

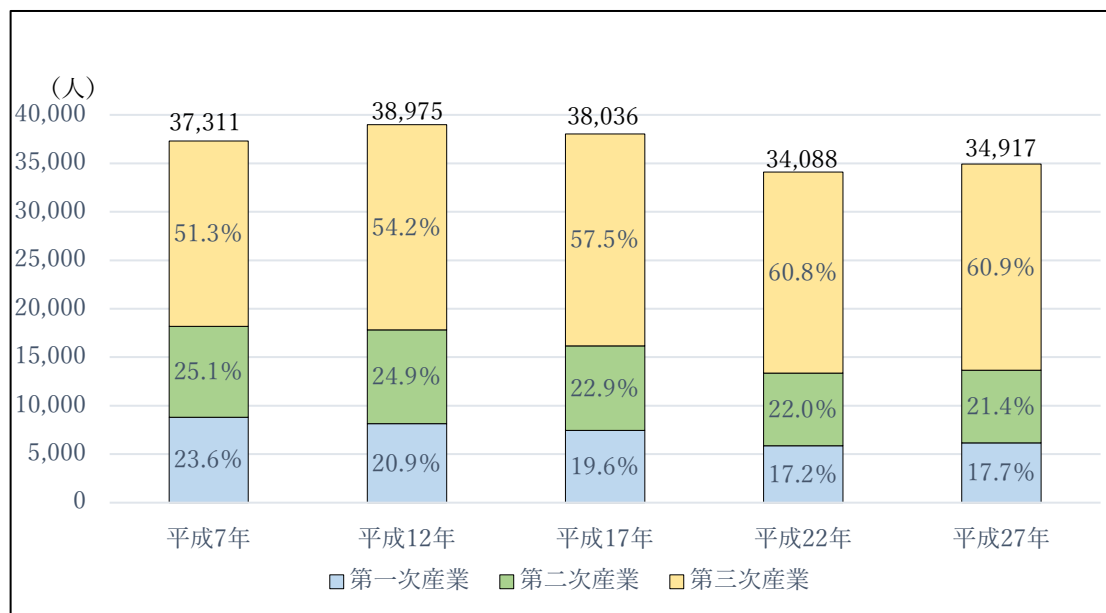
(2)産業

平成27年の国勢調査における本市の産業別就業人口の構成比は、第一次産業が17.7%、第二次産業が21.4%、第三次産業が60.9%となっている。

本市の第一次産業は、全国平均の4.0%、山梨県平均の7.3%を大きく上回っており、平成28年の生産農業所得統計調査において、果実産出額は農業産出額の84%を占めているなど、品質の高い桃・ぶどう・柿など果樹の一大産地となっている。

また、昭和36年に石和町で、続いて昭和40年に春日居町で温泉が湧出して以来、主として温泉を利用した第三次産業が急激に伸長した。果樹農業と併せ趣ある果実温泉郷として発展し、年間を通して大勢の観光客が訪れている。

■産業別就業人口の推移



年別	第一次産業		第二次産業		第三次産業		計(人)
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	
平成7年	8,800	23.6	9,384	25.1	19,127	51.3	37,311
平成12年	8,154	20.9	9,681	24.9	21,140	54.2	38,975
平成17年	7,439	19.6	8,719	22.9	21,878	57.5	38,036
平成22年	5,855	17.2	7,517	22.0	20,716	60.8	34,088
平成27年	6,172	17.7	7,489	21.4	21,256	60.9	34,917

〔出典：国勢調査〕

■農業産出額の推移

項 目	平成22年	平成27年
農業産出額（百万円）	20,510	20,750
うち果実産出額（百万円）	17,640	17,440
比率（%）	86.0%	84.0%

〔出典：生産農業所得統計調査〕

■石和温泉・果実郷周辺の観光客入り込み動向

月別	観光入込客数 延べ人数（人）	宿泊客数（人） （うち外国人）
令和元年1月	252,500	341,839 (51,312)
2月	145,192	
3月	167,742	
4月	301,331	335,238 (47,491)
5月	224,134	
6月	235,788	
7月	363,912	423,431 (50,258)
8月	409,875	
9月	294,168	
10月	195,404	368,005 (27,606)
11月	228,578	
12月	165,295	
合計	2,983,919	1,468,513 (176,667)

〔出典：山梨県観光入込客統計調査〕

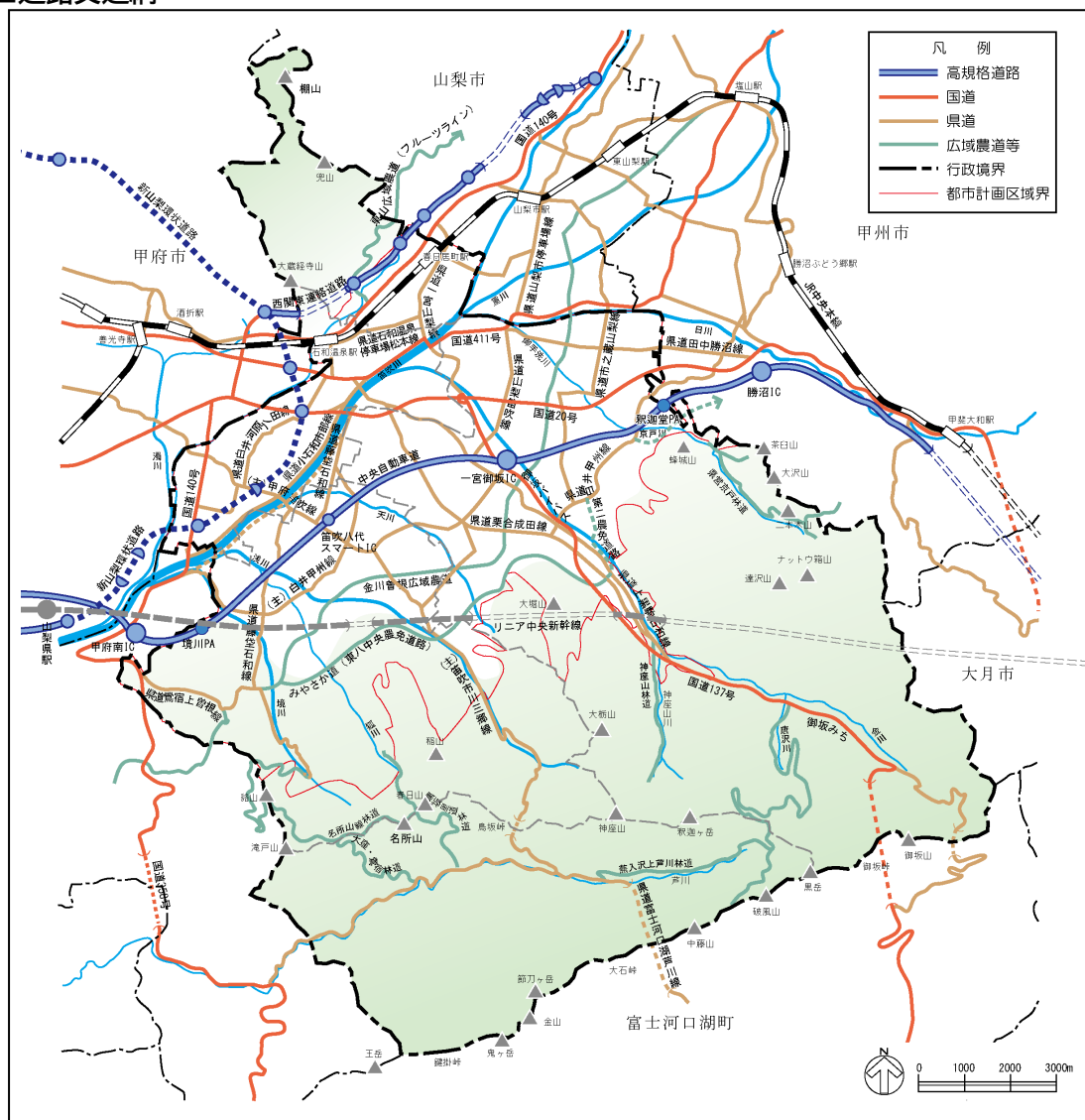
(3)交通

本市を北東部から南西部にかけて横断する中央自動車道は、市内に一宮御坂 IC、笛吹八代スマート IC があり、東京及び長野・名古屋方面とも結ぶ重要幹線道路である。また、東京と長野県松本方面を結ぶ国道 20 号、河口湖方面を結ぶ国道 137 号、秩父方面を結ぶ国道 140 号、精進湖方面を結ぶ国道 358 号、奥多摩方面を結ぶ国道 411 号は、いずれも災害時の緊急輸送道路に指定されている重要路線である。さらに、境川町から市のほぼ中央部を通り山梨市に至る金川曾根広域農道は、市の広域幹線道路としての役割を果たしている。

鉄道は、JR 中央本線石和温泉駅、春日居町駅の 2 つの駅があり、通勤や通学の手段として利用されるだけでなく、首都圏から観光客を運ぶ手段として、重要な役割を果たしている。

今後、市内では新山梨環状道路の整備をはじめ、本市西側に近接してリニア中央新幹線山梨県駅の設置が予定されているなど、広域的な交通アクセスの向上が期待される。

■道路交通網



(出典：笛吹市都市計画マスタープラン)

第3章 基本的な考え方

国土強靱化を推進する上での「基本目標」、基本目標を達成するための「事前に備えるべき目標」、本市における強靱化を進める上での「取組方針」を基本計画及び県強靱化計画との整合性を保ち調和を図る中で設定する。

1 基本目標

本市における強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定する。

いかなる自然災害が発生しようとも、

- (1) 市民の生命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進する。

2 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 取組方針

本市における強靱化を進める上での取組方針を次のとおり設定する。

(1) 基本方針

- ア 本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討すること
- イ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- ウ 地域活性化等にもつながり、本市の持続的成長に寄与する取組であること

(2) 適切な施策の組合せ

- ア ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- イ 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ウ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。また、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど、有事にも役立つ対策を考慮すること

(3) 効率的な施策の推進

- ア 市民要望の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること
- イ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ウ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
- エ 限られた財政の中で、国、県の施策等の積極的な活用を図ること

(4) 個々の特性に応じた施策の推進

- ア 人のつながりやコミュニティー機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- イ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ウ 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること

(5) 国、県、民間事業者等との連携、協働

- ア 強靱化を効果的に進めるため、国、県との相互連携による情報の共有、適切な役割分担に努めること
- イ 本市及び個々の企業における事業継続の確保に向けた取組が進むよう留意すること、また、災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携すること
- ウ 計画の内容が広く市民、民間事業者等に正しく理解され、適切に実行されるよう周知に努めること

第4章 脆弱性の評価

1 脆弱性評価の考え方

基本計画、県強靱化計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析、評価（以下「脆弱性評価」という。）した結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方法が定められている。

本計画の策定においても、強靱化に関連する市の施策や現状の課題を把握するため、脆弱性について分析、評価を行い、対応方策を検討する。

2 想定する災害

基本計画、県強靱化計画と同じく、大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、地震（南海トラフ地震等）、豪雨、豪雪、富士山噴火とする。

(1) 地震（南海トラフ地震等）

ア 南海トラフ地震（うち、東海地震）については、発生の切迫性が指摘されており、県内ほぼ全域において、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあり、本市も地震防災対策を推進する必要がある防災対策推進地域に指定されている。

イ 活断層による地震（釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸魚川－静岡構造線地震）については、発生した場合、本市への影響が大きいと予想される。

(2) 豪雨・豪雪

ア 本市の災害の歴史を見ていくと、台風等の豪雨による土砂災害が急傾斜地で起こり、河川の洪水・土砂氾濫を起こし、甚大な被害を被っている。

水害を起こす大雨は、台風と梅雨時期のものが多く、近年頻発している集中豪雨などによる河川の氾濫、浸水、また低地における内水排除不良による浸水等がある。

イ 豪雪災害については、平成26年2月の豪雪で、交通網の寸断、孤立集落の発生など、本市の脆弱性を痛感したところである。

(3) 富士山火山噴火

大規模噴火が発生した場合、本市においては噴石や火砕流、溶岩流などによる被害のおそれはないものの、火山灰が広い範囲に堆積することが想定され、市民生活や経済活動に大きな混乱が生じることが懸念される。

(4) その他

また、こうした大規模な自然災害は、同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

3 起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うものとされている。そのため、基本計画や県強靱化計画との調和に留意しつつ、本市の地理的環境等を踏まえ、4つの基本目標及び事前に備えるべき8つの目標を達成するため、その妨げとなる、29の起きてはならない最悪の事態を次のとおり設定する。

【起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（29 事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-5	豪雪に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
		2-4	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン（物流における供給連鎖）の寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、ガス、燃料等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	長期間にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設等の機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる分断
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、基本計画や県強靱化計画において設定された施策分野を参考に、本計画では8つの施策分野を設定した。

【施策分野】

- | | |
|--------------|-----------------|
| A：行政機能／防災・消防 | B：住宅・都市・土地利用 |
| C：保健医療・福祉 | D：教育・文化 |
| E：産業・農業 | F：情報通信・エネルギー・環境 |
| G：国土保全・交通 | H：地域防災 |

5 起きてはならない最悪の事態と施策分野の相関（マトリクス）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（29事態）	施策分野								起きてはならない最悪の事態ごとの必要な施策の整理
		A 行政機能／防災・消防	B 住宅・都市・土地利用	C 保健医療・福祉	D 教育・文化	E 産業・農業	F 情報通信・エネルギー・環境	G 国土保全・交通	H 地域防災	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	◆市有施設(庁舎等)の安全性の確保 ・総合的かつ計画的な管理 ◆市民参加型の防災訓練の実施 ・実践的訓練の実施 ・応急手当の普及 ◆効果的な消防活動のための整備 ・救助訓練、資機材等の充実 ・応援体制、受入体制の整備	◆木造住宅等の耐震化 ◆市有施設(市営住宅)の安全性の確保 ・市営住宅の維持管理 ◆消防活動の妨げとなる建造物の安全対策 ・老朽空き家等への対策 ・ブロック塀の安全管理等 ◆屋外広告物の安全管理 ◆都市計画道路の整備	◆民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化 ・病院、福祉施設の防災、減災対策	◆市有施設(学校施設等)の安全性の確保 ・学校施設の耐震化・長寿命化 ・社会教育・体育施設の耐震化 ◆通学路の安全確保	◆民間施設(商業施設及び宿泊施設等)の防災・減災対策の強化 ・商業施設、宿泊施設の防災、減災対策	◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・様々な媒体を活用した正確な情報発信			1-1-1 木造住宅の耐震化 1-1-2 民間施設の防災・減災対策の強化 1-1-3 市有施設の安全性の確保 1-1-4 情報の収集及び伝達体制の確保 1-1-5 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策 1-1-6 屋外広告物の安全管理 1-1-7 通学路の安全確保 1-1-8 市民参加型の防災訓練の実施 1-1-9 効果的な消防活動のための整備 1-1-10 都市計画道路の整備
		◆地域の消防活動体制の整備 ・消防団員の確保、装備の充実 ・消火栓、防火水槽の整備 ◆火災予防の啓発 ・防火対象物の検査、管理体制の強化の促進 ◆効果的な消防活動のための整備 ・救助訓練、資機材等の充実 ・応援体制の整備 ◆市民参加型の防災訓練の実施 ・実践的訓練の実施 ・応急手当の普及	◆火災予防の啓発 ・住宅用火災警報器の適切な管理 ◆消防活動の妨げとなる建造物の安全対策 ・老朽空き家等への対策 ・ブロック塀の安全管理等 ◆都市計画道路の整備			◆事業者等における防災力の向上 ・従業員、施設利用者、要配慮者、外国人等への防災体制の整備	◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・様々な媒体を活用した正確な情報発信			1-2-1 火災予防の啓発 1-2-2 情報の収集及び伝達体制の確保 1-2-3 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策 1-2-4 地域の消防活動体制の整備 1-2-5 事業者等における防災力の向上 1-2-6 市民参加型の防災訓練の実施 1-2-7 効果的な消防活動のための整備 1-2-8 都市計画道路の整備
	1-3 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・事前の広報 ・情報の収集、共有、配信 ◆適切な避難行動の周知啓発 ・ハザードマップの周知、啓発 ・分散避難時の安全確認 ◆市民参加型の防災訓練の実施 ・実践的訓練の実施		◆要配慮者利用施設等における避難確保計画策定等の促進 ◆避難行動要支援者台帳の整備		◆事業者等における防災力の向上 ・従業員、施設利用者、要配慮者、外国人等への防災体制の整備	◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・事前の広報 ・情報の収集、共有、配信	◆河川整備の推進 ・国、県と連携した河川改修 ・河川防災ステーションの整備 ◆河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策 ・河川や水路施設の維持、長寿命化 ・調整池などの維持管理	◆適切な避難行動の周知啓発 ・わが家の災害時行動計画の策定 ・共助意識の向上	1-3-1 河川整備の推進 1-3-2 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策 1-3-3 情報の収集及び伝達体制の確保 1-3-4 要配慮者施設等における避難確保計画策定等の促進 1-3-5 適切な避難行動の周知啓発 1-3-6 避難行動要支援者台帳の整備 1-3-7 事業者等における防災力の向上 1-3-8 市民参加型の防災訓練の実施
		◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・事前の広報 ・情報の収集、共有、配信 ◆適切な避難行動の周知啓発 ・ハザードマップの周知、啓発 ・分散避難時の安全確認 ◆市民参加型の防災訓練の実施 ・実践的訓練の実施				◆農業振興における災害対策 ・鳥獣被害防止対策 ・耕作放棄地の解消 ◆森林の適切な管理	◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・事前の広報 ・情報の収集、共有、配信	◆治山事業等による土砂災害対策 ・治山事業の促進 ・砂防施設等の整備 ◆道路・橋梁の整備 ・法面の保護 ・市道、農道、林道の整備、保全対策	◆適切な避難行動の周知啓発 ・わが家の災害時行動計画の策定	1-4-1 治山事業等による土砂災害対策 1-4-2 道路・橋梁の整備 1-4-3 農業振興による災害対策 1-4-4 森林の適切な管理 1-4-5 情報の収集及び伝達体制の確保 1-4-6 適切な避難行動の周知啓発 1-4-7 市民参加型の防災訓練の実施
	1-5 豪雪に伴う多数の死傷者の発生	◆連携体制の強化 ・自治体間の相互応援協定 ◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・事前の広報 ・情報の収集、共有、配信 ◆孤立対策の推進 ・連絡手段、世帯情報の把握、台帳、地図等の整備 ・物資の供給手段の検討					◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・事前の広報 ・情報の収集、共有、配信	◆連携体制の強化 ・自治体間の相互応援協定、民間事業者との災害時支援協定 ・道路管理者間の相互応援、地元建設業協会との連携	◆孤立対策の推進 ・個人備蓄、共有備蓄の促進 ◆地域の除雪体制の整備 ・除雪の協力体制の構築 ・消防車両の出動や消防水利の確保	1-5-1 連携体制の強化 1-5-2 情報の収集及び伝達体制の確保 1-5-3 孤立対策の推進 1-5-4 地域の除雪体制の整備
		◆公的備蓄の充実 ・定期的かつ安定的な更新 ・要配慮者等に配慮した備蓄 ・感染症対策用品等の備蓄 ・分散備蓄体制の整備 ・指定避難所等への備蓄倉庫の設置 ◆連携体制の強化 ・自治体間の相互応援協定 ・民間企業との災害協定締結 ・受入拠点等の選定	◆水道施設の耐震化及び老朽化対策 ・水道施設の耐震化 ・水道施設、給水管の老朽化対策 ◆応急給水体制の強化 ・近隣自治体、関係機関との協力体制の整備、強化	◆事業者等における備蓄の推進 ・入院患者、施設利用者に応じた備蓄の促進		◆事業者等における備蓄の推進 ・事業所等の備蓄の啓発 ◆連携体制の強化 ・自治体間の相互応援協定、民間事業者との災害時支援協定		◆道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備 ・緊急輸送道路の整備	◆個人備蓄の促進 ・個人備蓄の啓発 ・感染症対策用品等の個人備蓄の促進	2-1-1 水道施設の耐震化及び老朽化対策 2-1-2 応急給水体制の強化 2-1-3 道路・橋梁の整備 2-1-4 公的備蓄の充実 2-1-5 個人備蓄の促進 2-1-6 事業者等における備蓄の促進 2-1-7 連携体制の強化
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止	◆孤立対策の推進 ・連絡手段、世帯情報の把握、台帳、地図等の整備 ・物資の供給手段の検討 ◆連携体制の強化 ・自治体間の相互応援協定 ・民間企業との災害協定締結 ・受入拠点等の選定				◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・情報手段、通信網の整備	◆道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備 ・道路の危険箇所等の調査 ・市道、農道、林道の整備、保全対策 ◆倒木等危険箇所対策 ◆連携体制の強化 ・道路管理者間の相互応援、地元建設業協会との連携	◆孤立対策の推進 ・個人備蓄、共有備蓄の促進 ◆倒木等危険箇所対策	2-2-1 孤立対策の推進 2-2-2 情報の収集及び伝達体制の確保 2-2-3 道路・橋梁の整備 2-2-4 倒木等危険箇所対策 2-2-5 連携体制の強化
			◆孤立対策の推進 ・連絡手段、世帯情報の把握、台帳、地図等の整備 ・物資の供給手段の検討 ◆連携体制の強化 ・自治体間の相互応援協定 ・民間企業との災害協定締結 ・受入拠点等の選定							

5 起きてはならない最悪の事態と施策分野の相関（マトリクス）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (29事態)	施策分野								起きてはならない最悪の事態ごとの 必要な施策の整理
		A 行政機能／防災・消防	B 住宅・都市・土地利用	C 保健医療・福祉	D 教育・文化	E 産業・農業	F 情報通信・エネルギー・環境	G 国土保全・交通	H 地域防災	
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	◆連携体制の強化 ・自治体間の相互応援協定 ・民間企業との災害協定締結 ・受入拠点等の選定 ◆地域の消防活動体制の整備 ・消防団員の確保、装備の充実 ◆効果的な消防活動のための整備 ・救助訓練の充実、組織、施設、装備の充実強化 ・広域的な受入体制の整備		◆受入態勢・供給体制の整備 ・医薬品、資機材の備蓄 ・物資の受入体制、供給体制の整備 ◆業務継続契約（BCP）策定の促進 ・病院、福祉施設におけるBCPの策定 ◆医療救護体制の充実 ・災害時の医療救護体制の充実 ・慢性疾患への対応 ・救急隊員の育成 ・トリアージ訓練への参加 ◆民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化 ・病院、福祉施設の防災・減災対策				◆道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備 ・緊急輸送道路の整備	◆人材の育成、組織の整備 ・知識、技能を持った人材の確保・育成、自主防災組織等の強化	2-3-1 受入体制・供給体制の整備 2-3-2 業務継続計画（BCP）策定の促進 2-3-3 医療救護体制の充実 2-3-4 民間施設の防災・減災対策の強化 2-3-5 道路・橋梁の整備 2-3-6 連携体制の強化 2-3-7 地域の消防活動体制の整備 2-3-8 人材の育成、組織の整備 2-3-9 効果的な消防活動のための整備
	2-4 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足	◆連携体制の強化 ・自治体間の相互応援協定締結 ・民間企業との災害協定締結		◆事業者等における備蓄の推進 ・入院患者、施設利用者に応じた備蓄の促進		◆事業者等における備蓄の推進 ・従業員や来訪者のための備蓄 ◆連携体制の強化 ・民間企業との災害協定締結		◆連携体制の強化 ・公共交通機関等との連携	2-4-1 連携体制の強化 2-4-2 事業者等における備蓄の促進	
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生	◆公的備蓄の充実 ・感染症対策用品等の備蓄 ◆避難所の整備 ・居住スペースの確保	◆住居等の消毒の実施 ◆排水体制の整備 ・下水道施設（農業集落排水施設を含む）の点検 ・関係機関との協定 ・BCPの計画的な見直し ・ストックマネジメント計画に基づく点検、修繕、改修 ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換	◆予防接種の実施 ◆健康状態や生活環境の把握 ◆事業者等における備蓄の推進 ・入院患者、施設利用者に応じた備蓄の促進			◆火葬体制などの整備 ◆し尿処理施設の防災対策 ・施設の計画的な更新、代替施設の検討 ・運搬、処理体制の整備 ◆災害時のトイレ対策 ・仮設トイレの確保、災害用トイレの備蓄、トイレカーの導入の研究	◆個人備蓄の促進 ・感染症対策用品等の個人備蓄の促進	2-5-1 公的備蓄の充実 2-5-2 個人備蓄の促進 2-5-3 事業者等における備蓄の促進 2-5-4 避難所の整備 2-5-5 予防接種の実施 2-5-6 健康状態や生活環境の把握 2-5-7 住居等の消毒の実施 2-5-8 火葬体制などの整備 2-5-9 排水体制の整備 2-5-10 し尿処理施設の防災対策 2-5-11 災害時のトイレ対策	
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	◆避難所の整備 ・各避難所に適した運営マニュアルの策定 ・プライバシーに配慮した運営マニュアルの策定 ◆避難所機能の充実 ・設備等の充実、備蓄品の適切な更新		◆福祉避難所の整備 ・福祉施設との連携強化 ・要配慮者の遠隔地避難 ・要配慮者、女性、子育て家庭のニーズへの対応 ◆健康状態や生活環境の把握	◆避難所機能の充実 ・学校施設等のトイレの洋式化				◆避難所の整備 ・各避難所に適した運営マニュアル策定 ・避難所開設・運営訓練の実施	2-6-1 避難所の整備 2-6-2 避難所機能の充実 2-6-3 健康状態や生活環境の把握 2-6-4 福祉避難所の整備
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	◆防災拠点機能としての機能の向上 ・耐震性能の強化、非常電源設備の整備、拡充 ・重要データの保持 ・情報ネットワークの冗長化維持 ◆業務継続体制の強化 ・職員の安否確認、参集訓練等の実施 ・職員の防災意識の向上 ・ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の継続的な見直し ◆応援体制の整備 ・自治体間の関係強化 ・人員の確保、応援体制の構築 ・応急対応業務のマニュアル作成							3-1-1 防災拠点としての機能の向上 3-1-2 業務継続体制の強化 3-1-3 応援体制の整備
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	◆防災拠点機能としての機能の向上 ・庁舎等の非常用電源設備の整備 ・電気自動車の導入	◆無電柱化の推進	◆民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化 ・病院、福祉施設等の非常用電源設備の整備促進		◆民間施設（商業施設及び宿泊施設等）の防災・減災対策の強化 ・商業施設、宿泊施設等の非常用電源設備の整備促進		◆倒木等危険箇所対策 ・樹木の伐採による交通、電気、通信等の遮断防止	◆個人備蓄の促進 ・ポータブル発電機や蓄電システムの導入促進
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・情報伝達訓練などによる関係機関との連携強化 ・様々な媒体を活用した正確な情報発信 ◆防災行政無線等の機能維持 ・難聴地域の解消、停電対策 ◆避難所機能の充実 ・特設公衆電話の配備 ◆適切な避難行動の周知啓発 ・分散避難時の安全確認		◆避難行動要支援者台帳の整備	◆適切な避難行動の周知啓発 ・子どもの防災意識の向上、教職員の対応力の向上	◆事業者等における防災力の向上 ・従業員、施設利用者、要配慮者、外国人等への防災体制の整備	◆情報の収集及び伝達体制の確保 ・情報伝達訓練などによる関係機関との連携強化 ・様々な媒体を活用した正確な情報発信 ◆外国人への情報伝達 ◆防災パンフレット等の多言語化 ・ピクトグラム（図記号）の活用	◆適切な避難行動の周知啓発 ・わが家の災害時行動計画の策定	4-2-1 情報の収集及び伝達体制の確保 4-2-2 防災行政無線等の機能維持 4-2-3 避難所機能の充実 4-2-4 外国人への情報伝達 4-2-5 適切な避難行動の周知啓発 4-2-6 避難行動要支援者台帳の整備 4-2-7 事業者等における防災力の向上	

5 起きてはならない最悪の事態と施策分野の相関（マトリクス）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (29事態)	施策分野								起きてはならない最悪の事態ごとの必要な施策の整理			
		A 行政機能／防災・消防	B 住宅・都市・土地利用	C 保健医療・福祉	D 教育・文化	E 産業・農業	F 情報通信・エネルギー・環境	G 国土保全・交通	H 地域防災				
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーン（物流における供給連鎖）の寸断等による企業の経済活動の停滞						◆業務継続契約（BCP）策定の促進 ・事業者等におけるBCP策定 ◆企業誘致対策 ・企業誘致、サテライトオフィスの活用促進		◆道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備	5-1-1 道路・橋梁の整備 5-1-2 業務継続計画（BCP）策定の促進 5-1-3 企業誘致対策			
		5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響		◆緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化 ・避難や救急車両の通行のため沿道の建物の耐震化					◆降灰対策の検討 ・降灰ストックヤードの確保	◆道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備 ◆倒木等危険箇所対策 ・樹木の伐採による交通、電気、通信等の遮断防止 ◆降灰対策の検討 ・降灰による交通網麻痺の回避	5-2-1 道路・橋梁の整備 5-2-2 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化 5-2-3 倒木等危険箇所対策 5-2-4 降灰対策の検討		
			5-3 食料等の安定供給の停滞	◆連携体制の強化 ・協定締結先との情報交換等関係強化 ◆公的備蓄の充実 ・定期的かつ安定的な更新 ・要配慮者等に配慮した備蓄 ・感染症対策用品等の備蓄 ・分散備蓄体制の整備 ・指定避難所等への備蓄倉庫の設置		◆事業者等における備蓄の推進 ・入院患者、施設利用者に応じた備蓄の促進			◆事業者等における備蓄の推進 ・事業所等の備蓄の啓発		◆個人備蓄の促進 ・個人備蓄の啓発 ・感染症対策用品等の個人備蓄の促進	5-3-1 連携体制の強化 5-3-2 公的備蓄の充実 5-3-3 個人備蓄の促進 5-3-4 事業者等における備蓄の推進	
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる			6-1 電気、ガス、燃料等の長期間にわたる機能の停止	◆防災拠点機能としての機能の向上 ・庁舎等の非常用電源設備の整備 ・電気自動車の導入	◆民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化 ・病院、福祉施設等の非常用電源設備の整備促進			◆民間施設（商業施設及び宿泊施設等）の防災・減災対策の強化 ・商業施設、宿泊施設等の非常用電源設備の整備促進	◆連携体制の強化 ・電気、ガス、燃料等の事業者との災害協定締結 ◆エネルギーの活用 ・太陽光発電設備や蓄電池等の導入促進	◆倒木等危険箇所対策 ・樹木の伐採による交通、電気、通信等の遮断防止	◆個人備蓄の促進 ・ポータブル発電機や蓄電システムの導入促進	6-1-1 防災拠点機能としての機能の向上 6-1-2 民間施設の防災・減災対策の強化 6-1-3 個人備蓄の促進 6-1-4 連携体制の強化 6-1-5 エネルギーの活用 6-1-6 倒木等危険箇所対策
					6-2 長期間にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設等の機能停止		◆水道施設の耐震化及び老朽化対策 ・水道施設の耐震化 ・水道施設、給水管の老朽化対策 ◆排水体制の整備 ・下水道施設（農業集落排水施設を含む）の点検 ・関係機関との協定 ・BCPの計画的な見直し ・ストックマネジメント計画に基づく点検、修繕、改修 ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換				◆し尿処理施設の防災対策 ・施設の計画的な更新、代替施設の検討 ・運搬、処理体制の整備		
		6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる分断										◆道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備 ・橋梁の耐震化、長寿命化 ・道路の危険箇所の調査 ・市道、農道、林道の整備、保全対策 ・狭い道路の整備 ・自転車通行空間の整備 ◆連携体制の強化 ・道路の復旧に係る協定締結	
	6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全									◆堤防等の異常箇所の早期発見及び復旧 ・河川堤防のバトロール実施 ・損傷箇所の早期復旧要請 ◆河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策 ・河川や水路施設の維持、長寿命化 ・調整池などの維持管理		6-4-1 堤防等の異常箇所の早期発見及び復旧 6-4-2 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策	
		7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	◆地域の消防活動体制の整備 ・消防団員の確保、装備の充実 ・消火栓、防火水槽の整備 ◆火災予防の啓発 ・地震時の火災対策の啓発 ◆効果的な消防活動のための整備 ・救助訓練、資機材等の充実 ・応援体制の整備	◆消防活動の妨げとなる建造物の安全対策 ・老朽空き家等への対策 ・ブロック塀の安全管理等 ◆都市計画道路の整備			◆事業者等における防災力の向上 ・従業員、施設利用者、要配慮者、外国人等への防災体制の整備				7-1-1 地域の消防活動体制の整備 7-1-2 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策 7-1-3 事業者等における防災力の向上 7-1-4 火災予防の啓発 7-1-5 効果的な消防活動のための整備 7-1-6 都市計画道路の整備	

5 起きてはならない最悪の事態と施策分野の相関（マトリクス）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（29事態）	施策分野								起きてはならない最悪の事態ごとの必要な施策の整理	
		A 行政機能／防災・消防	B 住宅・都市・土地利用	C 保健医療・福祉	D 教育・文化	E 産業・農業	F 情報通信・エネルギー・環境	G 国土保全・交通	H 地域防災		
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-2 沿線・沿道の建物倒壊等による交通麻痺	◆市有施設(庁舎等)の安全性の確保 ・総合的かつ計画的な管理	◆木造住宅等の耐震化 ◆市有施設(市営住宅)の安全性の確保 ・市営住宅の維持管理 ◆消防活動の妨げとなる建造物の安全対策 ・老朽空き家等への対策 ・ブロック塀の安全管理等 ◆屋外広告物の安全管理	◆民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化 ・病院、福祉施設の防災、減災対策	◆市有施設(学校施設等)の安全性の確保 ・学校施設の耐震化・長寿命化 ・社会教育・体育施設の耐震化	◆民間施設(商業施設及び宿泊施設等)の防災・減災対策の強化 ・商業施設、宿泊施設の防災、減災対策	◆降灰対策の検討 ・降灰ストックヤードの確保	◆降灰対策の検討 ・降灰による交通網麻痺の回避	7-2-1 木造住宅の耐震化 7-2-2 民間施設の防災・減災対策の強化 7-2-3 市有施設の安全性の確保 7-2-4 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策 7-2-5 屋外広告物の安全管理 7-2-6 降灰対策の検討	
		7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生					◆ため池の老朽化、耐震化対策		◆治山事業等による土砂災害対策 ・治山施設の維持管理 ・砂防施設等の整備 ◆河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策 ・河川や水路施設の維持、長寿命化 ・調整池などの維持管理	7-3-1 ため池の老朽化、耐震化対策 7-3-2 治山事業等による土砂災害対策 7-3-3 河川整備の推進 7-3-4 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策	
		7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大					◆農業振興における災害対策 ・農業水利施設の長寿命化 ・農業保険の加入促進 ・農業用ハウスの被害防止対策 ・担い手の確保、育成 ・鳥獣被害防止対策 ・耕作放棄地の解消 ◆森林の適切な管理 ◆降灰対策の検討 ・降灰による農地の荒廃対策		◆治山事業等による土砂災害対策	7-4-1 農業振興における災害対策 7-4-2 治山事業等による土砂災害対策 7-4-3 森林の適切な管理 7-4-4 降灰対策の検討	
		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態						◆災害廃棄物対策 ・災害廃棄物処理計画の策定 ・ごみ処理、し尿処理に関する他市連携や広域連携等の整備 ◆降灰対策の検討 ・降灰ストックヤードの確保		◆降灰対策の検討 ・降灰による交通網麻痺の回避	8-1-1 災害廃棄物対策 8-1-2 降灰対策の検討 8-1-3 ボランティア対策
		8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	◆連携体制の強化 ・自治体間の相互応援協定 ・民間企業との災害協定締結 ・受入拠点等の選定				◆企業誘致対策 ・企業誘致、サテライトオフィスの活用促進			◆ボランティア対策 ・災害ボランティアセンターの設置、運営訓練 ・多様なニーズに対応できる体制の整備	8-2-1 連携体制の強化 8-2-2 ボランティア対策 8-2-3 地域コミュニティの強化 8-2-4 人材の育成、組織の整備 8-2-5 企業誘致対策
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失				◆文化財の地震対策 ◆伝統芸能の維持 ・伝承に関わる人材の育成 ・文化の伝承、コミュニティの活性化に資する団体の活動支援					8-3-1 文化財の地震対策 8-3-2 伝統芸能の維持
	8-4 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	◆罹災証明の早期発効	◆地籍調査の実施 ◆用地の確保 ・仮設住宅等の建設用地の選定 ・公園の整備 ・多目的芝生グラウンドの整備							8-4-1 地籍調査の実施 8-4-2 用地の確保 8-4-3 罹災証明の発行	
	施策分野ごとの推進方針の整理		【a市有施設(庁舎等)の安全性の確保】 【b防災拠点としての機能の向上】 【c業務継続体制の強化】 【d情報の収集及び伝達体制の確保】 【e応援体制の整備】 【f連携体制の強化】 【g罹災証明の発行】 【h市民参加型の防災訓練の実施】 【i適切な避難行動の周知啓発】 【j公的備蓄の充実】 【k孤立対策の推進】 【l避難所の整備】 【m避難所機能の充実】 【n防災行政無線等の機能維持】 【o地域の消防活動体制の整備】 【p火災予防の啓発】 【q効果的な消防活動の整備】	【a木造住宅の耐震化】 【b市有施設(市営住宅)の安全性の確保】 【c火災予防の啓発】 【d住居等の消毒の実施】 【e緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化】 【f消防活動の妨げとなる建造物の安全対策】 【g屋外広告物の安全管理】 【h都市計画道路の整備】 【i無電柱化の推進】 【j水道施設の耐震化及び老朽化対策】 【k応急給水体制の強化】 【l排水体制の整備】 【m地籍調査の実施】 【n用地の確保】	【a民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化】 【b要配慮者利用施設等における避難確保計画策定等の促進】 【c事業者等における備蓄の促進】 【d受入体制・供給体制の整備】 【e業務継続計画(BCP)策定の促進】 【f医療救護体制の充実】 【g避難行動要支援者台帳の整備】 【h福祉避難所の整備】 【i予防接種の実施】 【j健康状態や生活環境の把握】	【a市有施設(学校施設等)の安全性の確保】 【b避難所機能の充実】 【c通学路の安全確保】 【d適切な避難行動の周知啓発】 【e文化財の地震対策】 【f伝統芸能の維持】	【a民間施設(商業施設及び宿泊施設等)の防災・減災対策の強化】 【b事業者等における防災力の向上】 【c事業者等における備蓄の促進】 【d業務継続計画(BCP)策定の促進】 【e企業誘致対策】 【f農業振興における災害対策】 【g森林の適切な管理】 【hため池の老朽化、耐震化対策】 【i治山事業等による土砂災害対策】 【j降灰対策の検討】	【a情報の収集及び伝達体制の確保】 【b外国人への情報伝達】 【c連携体制の強化】 【dエネルギーの活用】 【e災害廃棄物対策】 【fし尿処理施設の防災対策】 【g災害時のトイレ対策】 【h降灰対策の検討】 【i火葬体制などの整備】	【a河川整備の推進】 【b河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策】 【c堤防等の異常箇所早期発見及び復旧】 【d治山事業等による土砂災害対策】 【e道路・橋梁の整備】 【f連携体制の強化】 【g倒木等危険箇所対策】 【h降灰対策の検討】	【a適切な避難行動の周知啓発】 【b避難行動要支援者台帳の整備】 【c倒木等危険箇所対策】 【d孤立対策の推進】 【e地域の除雪体制の整備】 【f個人備蓄の促進】 【g避難所の整備】 【h人材の育成、組織の整備】 【i地域コミュニティの強化】 【jボランティア対策】	
	防災危機管理課										
	主な関係課		管財課、情報システム課、企画課、管理課、消防課、予防課、消防署	管理総務課、まちづくり整備課、土木課、水道課、下水道課、環境推進課、予防課	福祉総務課、長寿介護課、健康づくり課、子育て支援課	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化財課	農林振興課、観光商工課、農林土木課	情報システム課、企画課、環境推進課	農林土木課、土木課	総務課、市民活動支援課、消防課	

6 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

29 項目の起きてはならない最悪の事態に関して、本市が実施している関連施策の進捗状況や課題等から、起きてはならない最悪の事態の回避に必要な事項等について分析・評価を行った。

事前に 備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ
起きてはならない 最悪の事態	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	
<p>【建築物の耐震・安全化】</p> <p>1-1-1 木造住宅の耐震化</p> <p>(1)木造住宅の更なる耐震化の促進を図るとともに、天井や外壁、窓ガラス等、非構造部材の安全対策の啓発を行う必要がある。</p> <p>1-1-2 民間施設の防災・減災対策の強化</p> <p>(1)商業施設、宿泊施設、病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、あらゆる機会を活用して、耐震化などの防災・減災対策の強化を促進する必要がある。</p> <p>1-1-3 市有施設の安全性の確保</p> <p>(1)老朽化した施設の安全性を確保するため、庁舎等を総合的かつ計画的に管理し、適切に維持、保全をしていく必要がある。</p> <p>(2)市営住宅入居者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、計画的な修繕や改修による長寿命化を図り、市営住宅の安全性や居住性を高める必要がある。</p> <p>(3)学校並びに社会教育及び社会体育施設など避難所として指定されている施設については、安全点検を定期的に行うとともに、計画的な修繕や改修による長寿命化等により安全性を確保する必要がある。</p> <p>【地域の安全確保】</p> <p>1-1-4 情報の収集及び伝達体制の確保</p> <p>(1)市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNSの活用等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う必要がある。</p>	

1-1-5 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策

- (1)管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。
- (2)災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、安全点検を行った上で危険なブロック塀の撤去を進める必要がある。

1-1-6 屋外広告物の安全管理

- (1)店舗の看板や広告幕等の落下又は倒壊による被害を防止するため、安全管理についての啓発を図る必要がある。

1-1-7 通学路の安全確保

- (1)児童生徒の通学路について、災害発生時に、屋根材や看板の落下、家屋やブロック塀の倒壊などの危険性があるか、学校、地域、関係機関が協力して点検を行い、通学路の安全確保を行う必要がある。

【実践的訓練の実施】

1-1-8 市民参加型の防災訓練の実施

- (1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

【消防力の強化】

1-1-9 効果的な消防活動のための整備

- (1)災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。
- (2)大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

【都市計画道路の整備】

1-1-10 都市計画道路の整備

- (1)災害時の避難路や延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を確保できるよう、必要な道路整備を図る必要がある。

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>【建築物の防火対策の推進】</p> <p>1-2-1 火災予防の啓発</p> <p>(1)住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促すとともに、通電火災を防ぐための漏電ブレーカーの設置などの火災予防の啓発を行う必要がある。</p> <p>(2)宿泊施設や飲食店、福祉施設などの防火対象物に対する立入検査を引き続き実施し、防火及び防災管理体制の強化を促進する必要がある。</p> <p>【地域の安全確保】</p> <p>1-2-2 情報の収集及び伝達体制の確保（再掲 1-1-4）</p> <p>(1)市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNSの活用等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う必要がある。</p> <p>1-2-3 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策（再掲 1-1-5）</p> <p>(1)管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。</p> <p>(2)災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、安全点検を行った上で危険なブロック塀の撤去を進める必要がある。</p> <p>【地域の防災力の向上】</p> <p>1-2-4 地域の消防活動体制の整備</p> <p>(1)災害発生時に消防活動が迅速に行えるよう、消防団における団員の確保、消防技術の向上、装備の充実を図る必要がある。</p> <p>(2)迅速な初期消火が行えるよう、平時から消防水利の点検等を行い、必要に応じて修繕や更新を行いつつ、水利が確保できない地域へ消火栓や防火水槽の整備を行う必要がある。</p> <p>1-2-5 事業者等における防災力の向上</p> <p>(1)事業者等に対し、従業員や施設利用者の避難路の確保、避難行動のマニュアル化、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者）及び外国人への対応方法など、自主的な防災体制の整備を促進する必要がある。</p>	

【実践的訓練の実施】

1-2-6 市民参加型の防災訓練の実施（再掲 1-1-8）

- (1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

【消防力の強化】

1-2-7 効果的な消防活動のための整備（再掲 1-1-9）

- (1)災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。
- (2)大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

【都市計画道路の整備】

1-2-8 都市計画道路の整備（再掲 1-1-10）

- (1)災害時の避難路や延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を確保できるよう、必要な道路整備を図る必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	1-3 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
-------------------	--

脆弱性評価結果

【総合的な治水対策の推進】

1-3-1 河川整備の推進

- (1)豪雨等による市街地等への浸水を防止するため、国及び県と連携し、河川改修を促進する必要がある。
- (2)河川の氾濫や大規模災害時の緊急対応を迅速に行うため、備蓄や復旧活動の拠点となり得る河川防災ステーションについて研究する必要がある。

1-3-2 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策

- (1)河川や水路施設等がその機能を確実に発揮できるよう、計画的に必要な改修等を実施し、維持及び長寿命化を図る必要がある。
- (2)浸水のおそれのある地域における調整池などの施設について、その機能が十分に発揮できるよう適切な維持管理を行う必要がある。

【地域の安全確保】

1-3-3 情報の収集及び伝達体制の確保（再掲 1-1-4、1-2-2）

- (1)集中豪雨等による災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や市ホームページ等による広報に努める必要がある。
- (2)災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する必要がある。

1-3-4 要配慮者利用施設等における避難確保計画策定等の促進

- (1)要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定並びに避難訓練の実施を促進する必要がある。

【地域の防災力の向上】

1-3-5 適切な避難行動の周知啓発

- (1)状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る必要がある。
- (2)災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「わが家の災害時行動計画」の策定を促進する必要がある。
- (3)親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「わが家の災害時行動計画」を、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する必要がある。
- (4)近隣住民の声掛けなどにより、共に支えあいながら行動ができるよう、防災教育や研修等により共助について啓発を図る必要がある。

1-3-6 避難行動要支援者台帳の整備

- (1)避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める必要がある。

1-3-7 事業者等における防災力の向上（再掲 1-2-5）

- (1)事業者等に対し、従業員や施設利用者の避難路の確保、避難行動のマニュアル化、要配慮者及び外国人への対応方法など、自主的な防災体制の整備を促進する必要がある。

【実践的訓練の実施】

1-3-8 市民参加型の防災訓練の実施（再掲 1-1-8、1-2-6）

- (1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>【土砂災害対策の推進】</p> <p>1-4-1 治山事業等による土砂災害対策</p> <p>(1)豪雨や地震による林地等の崩壊や災害発生後の農地の荒廃を防ぐため、県等と連携し、平常時から治山事業を促進する必要がある。</p> <p>(2)人命及び財産を守るため、県等と連携して砂防施設等の整備を行い、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。</p> <p>1-4-2 道路・橋梁の整備</p> <p>(1)道路法面の落石・崩壊による被害を防ぐため、必要に応じて法面の保護工事を行う必要がある。</p> <p>(2)代替輸送路や地域における避難路を確保するため、市道や農道、林道等の整備、保全対策を講じる必要がある。</p> <p>1-4-3 農業振興における災害対策</p> <p>(1)鳥獣による農林業被害が増加すると、農地や森林の機能が低下し、土砂災害等の被害が拡大しやすくなることから、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。</p> <p>(2)耕作放棄地の増加は、農地の機能が低下し土砂災害等の被害が拡大しやすくなるとともに、被災後の復旧に影響を及ぼすことから、農地の集約など耕作放棄地の解消を促進する必要がある。</p> <p>【森林の機能維持】</p> <p>1-4-4 森林の適切な管理</p> <p>(1)森林を健全な状態で維持するために、平常時から、森林病虫害の駆除や林野火災防止に努め、森林の適切な管理を促進する必要がある。</p> <p>【地域の安全確保】</p> <p>1-4-5 情報の収集及び伝達体制の確保（再掲 1-1-4、1-2-2、1-3-3）</p> <p>(1)土砂災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や市ホームページ等による広報に努める必要がある。</p> <p>(2)災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する必要がある。</p>	

【地域の防災力の向上】

1-4-6 適切な避難行動の周知啓発（再掲 1-3-5）

- (1)状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る必要がある。
- (2)災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「わが家の災害時行動計画」の策定を促進する必要がある。
- (3)親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「わが家の災害時行動計画」を、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する必要がある。

【実践的訓練の実施】

1-4-7 市民参加型の防災訓練の実施（再掲 1-1-8、1-2-6、1-3-8）

- (1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	1-5 豪雪に伴う多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	
【受援体制の整備】	
1-5-1 連携体制の強化	
<ul style="list-style-type: none">(1)自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る必要がある。(2)道路交通網の確保のため、道路管理者間（国・県・近隣自治体）の相互応援と地元建設業協会等との連携強化を図る必要がある。	
【地域の安全確保】	
1-5-2 情報の収集及び伝達体制の確保（再掲 1-1-4、1-2-2、1-3-3、1-4-5）	
<ul style="list-style-type: none">(1)豪雪による災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や市ホームページ等による広報に努める必要がある。(2)災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する必要がある。(3)市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う必要がある。	

1-5-3 孤立対策の推進

- (1) 孤立が予想される地域に対しては、平常時から世帯情報、連絡手段等の把握に努め、台帳や地図情報として整備し、行政区及び自主防災組織と情報共有を図る必要がある。
- (2) 孤立した場合でも、一定期間生活が維持できるよう、食料や医薬品など個人での備蓄や近隣住民による共有備蓄の促進を図る必要がある。
- (3) 孤立した場合でも、物資の供給が途絶えることのないよう、物資を届ける手段について検討する必要がある。

【地域の防災力の向上】

1-5-4 地域の除雪体制の整備

- (1) 自力による除雪が困難な世帯に対し、日常生活に必要な通路や緊急時における避難路を確保するため、行政区をはじめとした各種団体による組織的な除雪の協力体制を構築する必要がある。
- (2) 消防車両の出動や消防水利の確保に支障が生じないように、消火栓、防火水槽、消防車庫等の除雪を行うよう啓発する必要がある。

事前に備えるべき目標	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
脆弱性評価結果	
【基幹施設の整備】	
2-1-1 水道施設の耐震化及び老朽化対策	
(1) 飲料水の確保と施設の被害を最小化するため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。	
(2) 水道施設や配水管は経年による劣化が進んでいることから、計画的に更新し、給水の安定化を図る必要がある。	
2-1-2 応急給水体制の強化	
(1) 給水車両の整備を図るとともに、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣自治体や関係機関等と協力し、迅速かつ的確に対応できるよう、協力体制の整備及び強化を図る必要がある。	

2-1-3 道路・橋梁の整備（再掲 1-4-2）

- (1) 避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく必要がある。
- (2) 防災拠点を結ぶ緊急輸送道路などでは、橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策などの整備を進める必要がある。

【物資等の備蓄】

2-1-4 公的備蓄の充実

- (1) 備蓄箇所、備蓄数などを必要に応じて見直し、備蓄倉庫の新設や定期的かつ効率的な備蓄品の更新を進める必要がある。
- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児などの災害時要配慮者及び性別によるニーズの違いなどに配慮した生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- (3) 被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、衛生用品や感染症対策用品等の備蓄を進める必要がある。
- (4) 建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失、また、道路の寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、分散備蓄体制の整備を推進する必要がある。
- (5) 発災直後、円滑に避難所の開設、運営ができるよう、指定避難所等に備蓄倉庫を設置する必要がある。

2-1-5 個人備蓄の促進

- (1) 各家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。
- (2) 被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、うがい薬やマスク、手指消毒液、災害用トイレ等、個人備蓄の促進に取り組む必要がある。

2-1-6 事業者等における備蓄の促進

- (1) 事業所等での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。
- (2) 病院及び福祉施設等における、入院患者や施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する必要がある。

【受援体制の整備】

2-1-7 連携体制の強化（再掲 1-5-1）

- (1) 自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る必要がある。

- (2)食料や飲料水等、生命に関わる物資の供給体制の更なる充実を図るため、事業者等と新たな災害協定の締結などを検討するとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練実施による関係強化を図る必要がある。
- (3)国の機関や他自治体などからの人的、物的支援に対する受入及び活動の拠点を選定しておく必要がある。

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>【孤立地域対策】</p> <p>2-2-1 孤立対策の推進（再掲 1-5-3）</p> <p>(1)孤立が予想される地域に対しては、平常時から世帯情報、連絡手段等の把握に努め、台帳や地図情報として整備し、行政区及び自主防災組織と情報共有を図る必要がある。</p> <p>(2)孤立した場合でも、一定期間生活が維持できるよう、食料や医薬品など個人での備蓄や近隣住民による共有備蓄の促進を図る必要がある。</p> <p>(3)孤立した場合でも、物資の供給が途絶えることのないよう、物資を届ける手段について検討する必要がある。</p> <p>2-2-2 情報の収集及び伝達体制の確保（再掲 1-1-4、1-2-2、1-3-3、1-4-5、1-5-2）</p> <p>(1)孤立した場合でも、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段、通信網の整備を進める必要がある。</p> <p>【道路の防災・減災対策】</p> <p>2-2-3 道路・橋梁の整備（再掲 1-4-2、2-1-3）</p> <p>(1)避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく必要がある。</p> <p>(2)橋梁が損壊した場合、救助救出活動や避難に支障が生じるだけでなく、復旧にも時間がかかることになることから、橋梁の計画的な耐震化、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>(3)災害発生時には、道路の寸断により孤立地域が発生するおそれがあるため、道路の危険箇所の調査を行い、防災・減災対策を講じる必要がある。</p> <p>(4)代替輸送路や地域における避難路を確保するため、市道や農道、林道等の整備、保全対策を講じる必要がある。</p>	

<p>2-2-4 倒木等危険箇所対策</p> <p>(1)災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の伐採等の対策に努める必要がある。</p> <p>【受援体制の整備】</p> <p>2-2-5 連携体制の強化（再掲 1-5-1、2-1-7）</p> <p>(1)道路交通網の確保のため、道路管理者間（国・県・近隣自治体）の相互応援と地元建設業協会等との連携強化を図る必要がある。</p>
--

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>【保健・医療体制の整備】</p> <p>2-3-1 受入体制・供給体制の整備</p> <p>(1)医療救護所の開設に備え、平常時から医薬品及び保健衛生用資機材等の備蓄に努めるとともに、県及び関係機関等と連携し、援護物資の受入体制及び避難所等への供給体制を整備する必要がある。</p> <p>2-3-2 業務継続計画（BCP）策定の促進</p> <p>(1)業務の継続及び早期復旧に支障をきたすおそれがあることから、病院や福祉施設等に対して、業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。</p> <p>2-3-3 医療救護体制の充実</p> <p>(1)災害時に必要となる医療機能が提供できるよう、関係機関と連携し、医療救護体制の充実に努める必要がある。</p> <p>(2)高血圧や糖尿病等慢性疾患患者への治療が継続的に行えるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。</p> <p>(3)災害時にも迅速な救急対応ができるよう、平常時から救急車の適正利用を呼び掛けるとともに、知識、技能を備えた救急隊員の育成を図る必要がある。</p> <p>(4)災害時に円滑な救護活動が行えるよう、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等によるトリアージ訓練に市職員が参加するとともに、自主防災組織等に対し、応急手当の普及を図るなど、関係機関や市民と連携した訓練の実施について検討する必要がある。</p>	

【医療及び福祉施設の防災対策】

2-3-4 民間施設の防災・減災対策の強化（再掲 1-1-2）

- (1) 病院及び福祉施設等の管理者に対し、あらゆる機会を活用して、耐震化などの防災・減災対策の強化を促進する必要がある。

【道路ネットワークの確保】

2-3-5 道路・橋梁の整備（再掲 1-4-2、2-1-3、2-2-3）

- (1) 避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく必要がある。
- (2) 防災拠点を結ぶ緊急輸送道路などでは、橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策などの整備を進める必要がある。

【受援体制の整備】

2-3-6 連携体制の強化（再掲 1-5-1、2-1-7、2-2-5）

- (1) 自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る必要がある。
- (2) 国の機関や他自治体などからの人的、物的支援に対する受入及び活動の拠点を選定しておく必要がある。

【地域の防災力の向上】

2-3-7 地域の消防活動体制の整備（再掲 1-2-4）

- (1) 災害発生時に消防活動が迅速に行えるよう、消防団における団員の確保、消防技術の向上、装備の充実を図る必要がある。

2-3-8 人材の育成、組織の整備

- (1) 災害時において、応急処置や救出、救護等に対応可能な知識、技能を持った人材の確保、協力が重要であることから、地域における人材を育成し、自主防災組織等の強化を図る必要がある。
- (2) 高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の災害対応力の向上を図る必要がある。

【消防力の強化】

2-3-9 効果的な消防活動のための整備（再掲 1-1-9、1-2-7）

- (1) 災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。

(2)大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>2-4 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足</p>
<p style="text-align: center;">脆弱性評価結果</p>	
<p>【受援体制の整備】</p> <p>2-4-1 連携体制の強化（再掲 1-5-1、2-1-7、2-2-5、2-3-6）</p> <p>(1)公共交通機関等が停止した場合に備え、帰宅困難者への情報提供や連絡体制の整備、帰宅困難者向けの避難所の開設、代替輸送手段の確保など、県及び公共交通機関等と連携し、帰宅困難者対策の整備を図る必要がある。</p> <p>(2)自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る必要がある。</p> <p>(3)災害による交通障害が長期化する場合、大量かつ長期の帰宅困難者が発生することから、飲食物や燃料等の提供が行えるよう、事業者等と連携し、提供体制の整備を図る必要がある。</p> <p>【物資、資機材等の備蓄】</p> <p>2-4-2 事業者等における備蓄の促進（再掲 2-1-6）</p> <p>(1)事業所等での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。</p> <p>(2)病院及び福祉施設等における、入院患者や施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する必要がある。</p>	

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>2-5 被災地における感染症等の大規模発生</p>
<p style="text-align: center;">脆弱性評価結果</p>	
<p>【感染症等に対する物資の備蓄】</p> <p>2-5-1 公的備蓄の充実（再掲 2-1-4）</p> <p>(1)被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、衛生用品や感染症対策用品等の備蓄を進める必要がある。</p>	

2-5-2 個人備蓄の促進（再掲 2-1-5）

(1)被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、うがい薬やマスク、手指消毒液、災害用トイレ等、個人備蓄の促進に取り組む必要がある。

2-5-3 事業者等における備蓄の促進（再掲 2-1-6、2-4-2）

(1)病院及び福祉施設等における、入院患者や施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する必要がある。

【感染症対策の徹底】

2-5-4 避難所の整備

(1)避難所における感染症の拡大を防止するため、適切な距離を保った居住スペース及び感染疑いのある避難者専用のスペースを確保する必要がある。

2-5-5 予防接種の実施

(1)感染症の発生と拡大を防止するため、平常時から予防接種を推進するとともに、必要に応じて予防接種法に基づく臨時予防接種が実施できるよう、県及び関係機関との連絡体制の構築を図る必要がある。

2-5-6 健康状態や生活環境の把握

(1)健康相談等ができる相談窓口の設置や避難所及び応急仮設住宅で生活している避難者の巡回を行うなど、被災者の健康状態や生活環境を把握する体制を整備する必要がある。

2-5-7 住居等の消毒の実施

(1)浸水被害等による感染症の発生及びまん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒、害虫駆除等が適切に実施されるよう、関係機関や消毒・害虫駆除業者等との連携や連絡体制の整備に努める必要がある。

2-5-8 火葬体制などの整備

(1)大規模災害による多数の死者の発生を想定し、遺体安置及び火葬などについて広域的な相互支援体制の整備や葬祭関係団体との連携などを図る必要がある。

【汚水等処理対策】

2-5-9 排水体制の整備

(1)衛生的な環境を維持するためには、下水道施設（農業集落排水施設を含む）が機能することが重要であることから、下水道ストックマネジメント（施設管理）計画に基づき、施設の点検、調査、修繕、改築を行い、安全性を確保する必要がある。

- (2) 下水道業務継続計画(BCP)の計画的な見直し及び関係機関との協定締結等により、下水道施設の早期復旧ができるよう復旧体制の整備に努める必要がある。
- (3) 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

2-5-10 し尿処理施設の防災対策

- (1) 施設が被災し、し尿処理に支障をきたすことのないよう、施設や設備の計画的な更新を行うとともに、災害時におけるし尿の運搬と処理体制、代替施設の検討などを進める必要がある。

【災害時のトイレ対策】

2-5-11 災害時のトイレ対策

- (1) 災害時にトイレが不足する事態に備え、仮設トイレの確保や災害用トイレの備蓄を進めるとともに、トイレカーの導入などについても研究する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
脆弱性評価結果	
【適切な避難所運営】	
2-6-1 避難所の整備（再掲 2-5-4）	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所を適切に運営するため、各避難所に適した運営マニュアルの策定を進める必要がある。 (2) 避難所運営委員会と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練を実施する必要がある。 (3) 要配慮者、女性及び妊産婦等が安心して生活できるよう、プライバシーに配慮した避難所運営マニュアルを策定する必要がある。 (4) 避難所における感染症の拡大を防止するため、適切な距離を保った居住スペース及び感染疑いのある避難者専用のスペースを確保する必要がある。 	

2-6-2 避難所機能の充実

- (1) 避難所の機能の強化及び質の向上を図るため、設備等の充実を図るとともに備蓄品の適切な更新や維持管理に努める必要がある。
- (2) 学校施設は、子どもたちの学習及び生活の場であるとともに、災害時には避難所として高齢者や要配慮者等も利用することから、誰もがトイレを安全安心に利用できるよう、学校施設のトイレの洋式化や多目的トイレの整備を推進する必要がある。

【健康管理体制の整備】

2-6-3 健康状態や生活環境の把握（再掲 2-5-6）

- (1) 健康相談等ができる相談窓口の設置や避難所及び応急仮設住宅で生活している避難者の巡回を行うなど、被災者の健康状態や生活環境を把握する体制を整備する必要がある。

2-6-4 福祉避難所の整備

- (1) 高齢者、障がい者及び児童などが利用する福祉施設等を福祉避難場所として利用できるよう、協定締結や連携強化を図る必要がある。
- (2) 災害時に要配慮者が一時的に被災していない遠隔地に避難できるよう、災害時相互応援協定の見直しや、新たな協定締結について検討する必要がある。

事前に備えるべき目標	3 必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態	3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
脆弱性評価結果	
【庁舎等の災害対策の向上】	
3-1-1 防災拠点としての機能の向上	
<ol style="list-style-type: none">(1) 市役所本庁舎及び支所等は、災害時における対応拠点として極めて重要な施設であることから、建物の耐震性の強化や、非常用電源設備の整備、拡充など、防災機能の向上を図る必要がある。(2) 庁舎が被災したとしても市が保有する重要データを守れるよう、民間設備の活用等を進める必要がある。(3) 災害により一部の回線が切れても、別ルートでの回線を確保できるよう、情報通信ネットワークの冗長化を維持する必要がある。	

【業務継続計画（BCP）に基づく対策の推進】

3-1-2 業務継続体制の強化

- (1)業務継続計画（BCP）に基づく、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、業務継続体制の強化を図る必要がある。
- (2)災害発生時に職員自身やその家族が自らの安全を確保した上で、職員が速やかに登庁できるよう、研修等により、職員の防災意識の向上及び対応能力の向上を図る必要がある。
- (3)情報通信環境の機能停止を回避するため、ICT 部門の業務継続計画（ICT - BCP）の継続的な見直しを行う必要がある。

【受援体制の整備】

3-1-3 応援体制の整備

- (1)協定を締結した自治体などと平常時から情報交換や訓練等を行い、関係強化に努める必要がある。
- (2)多くの職員が被災し人員不足に陥った場合や災害対応などが長期化する場合に備え、受援・応援体制を構築し、人員を確保する必要がある。
- (3)他自治体などからの応援職員が円滑に応急対応業務を行えるよう、マニュアル等の整備を図る必要がある。

事前に備えるべき目標	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
脆弱性評価結果	
【防災拠点の機能の確保】	
4-1-1 防災拠点としての機能の向上(再掲 3-1-1)	
(1)災害発生後の電力供給停止に対応するため、市有施設への非常用電源設備の整備や電気自動車の導入を進め、電源の確保を図る必要がある。	
【非常用電源等の確保】	
4-1-2 民間施設の防災・減災対策の強化（再掲 1-1-2、2-3-4）	
(1)商業施設、宿泊施設、病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設における非常用電源設備の整備を促進する必要がある。	

<p>4-1-3 個人備蓄の促進（再掲 2-1-5、2-5-2）</p> <p>(1)一般家庭においては、ポータブル発電機や電気自動車等の活用、蓄電システムの導入などを促進する必要がある。</p> <p>【情報通信体制の整備】</p> <p>4-1-4 倒木等危険箇所対策（再掲 2-2-4）</p> <p>(1)災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の伐採等の対策に努める必要がある。</p> <p>4-1-5 無電柱化の推進</p> <p>(1)大規模災害発生時の電柱等の倒壊による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、無電柱化の整備について検討する必要がある。</p>

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>【多様な情報伝達手段の確立】</p> <p>4-2-1 情報の収集及び伝達体制の確保（再掲 1-1-4、1-2-2、1-3-3、1-4-5、1-5-2、2-2-2）</p> <p>(1)災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する必要がある。</p> <p>(2)市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNSの活用等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う必要がある。</p> <p>4-2-2 防災行政無線等の機能維持</p> <p>(1)防災行政無線の難聴地域の調査、解消を引き続き図るとともに、災害時に確実に機能するよう、停電や落雷への対策などを行い、適切な維持管理に努める必要がある。</p> <p>(2)移動式無線機については、災害時の拠点施設や関係部署に配備し、適切な維持管理及び使用についての訓練を行う必要がある。</p>	

4-2-3 避難所機能の充実（再掲 2-6-2）

- (1)被災者の安否を確認する手段として、引き続き避難所に特設公衆電話を配備する必要がある。

【多言語による情報伝達体制整備】

4-2-4 外国人への情報伝達

- (1)外国人を対象とした防災に関するパンフレット等は、優しい日本語による作成及び多言語に翻訳し、周知する必要がある。
- (2)避難所等を外国人に周知するため、避難所表示看板の多言語化やピクトグラム（図記号）の活用を進める必要がある。

【地域の防災力の向上】

4-2-5 適切な避難行動の周知啓発（再掲 1-3-5、1-4-6）

- (1)災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「わが家の災害時行動計画」の策定を促進する必要がある。
- (2)親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「わが家の災害時行動計画」を、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する必要がある。
- (3)緊急地震速報等を受信した各個人が身を守るための適切な行動をとれるよう、防災教育や研修等により防災意識の向上に努める必要がある。
- (4)小中学校の安全教育の一環として防災に関する授業を行い、子どもたちの防災意識の向上及び災害時における教職員の対応力の向上に努める必要がある。

4-2-6 避難行動要支援者台帳の整備（再掲 1-3-6）

- (1)避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める必要がある。

4-2-7 事業者等における防災力の向上（再掲 1-2-5、1-3-7）

- (1)事業者等に対し、従業員や施設利用者の避難路の確保、避難行動のマニュアル化、要配慮者及び外国人への対応方法など、自主的な防災体制の整備を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態	5-1 サプライチェーン（物流における供給連鎖）の寸断等による企業の経済活動の停滞
脆弱性評価結果	
<p>【道路の防災・減災対策及び耐震化】</p> <p>5-1-1 道路・橋梁の整備（再掲 1-4-2、2-1-3、2-2-3、2-3-5）</p> <p>(1) 避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく必要がある。</p> <p>【企業等の防災体制の確立】</p> <p>5-1-2 業務継続計画（BCP）策定の促進（再掲 2-3-2）</p> <p>(1) サプライチェーンの維持のため、事業者等に対し業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。</p> <p>5-1-3 企業誘致対策</p> <p>(1) 社会・経済を迅速に復興するため、工場などの企業誘致及び本社機能の移転や機能の分散などの拠点として設けるサテライトオフィスの市内誘致を促進し、人口の定着や経済活動の維持を図る必要がある。</p>	

起きてはならない最悪の事態	5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
脆弱性評価結果	
<p>【地域交通環境の整備】</p> <p>5-2-1 道路・橋梁の整備（再掲 1-4-2、2-1-3、2-2-3、2-3-5、5-1-1）</p> <p>(1) 避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく必要がある。</p> <p>5-2-2 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化</p> <p>(1) 大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿線建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、緊急車両の通行等を妨げるおそれがあるため、緊急輸送道路沿道の建物の耐震化を促進する必要がある。</p>	

5-2-3 倒木等危険箇所対策（再掲 2-2-4、4-1-4）

(1)災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の伐採等の対策に努める必要がある。

【地域の安全確保】

5-2-4 降灰対策の検討

(1)富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	5-3 食料等の安定供給の停滞
脆弱性評価結果	
<p>【供給体制の強化】</p> <h4>5-3-1 連携体制の強化（再掲 1-5-1、2-1-7、2-2-5、2-3-6、2-4-1）</h4> <p>(1)食料や飲料水等、生命に関わる物資の供給体制の更なる充実を図るため、事業者等と新たな災害協定の締結などを検討するとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練実施による関係強化を図る必要がある。</p> <p>【物資等の備蓄】</p> <h4>5-3-2 公的備蓄の充実（再掲 2-1-4、2-5-1）</h4> <p>(1) 備蓄箇所、備蓄数などを必要に応じて見直し、備蓄倉庫の新設や定期的かつ効率的な備蓄品の更新を進める必要がある。</p> <p>(2) 高齢者、障がい者、乳幼児などの災害時要配慮者及び性別によるニーズの違いなどに配慮した生活必需品等の備蓄を進める必要がある。</p> <p>(3) 被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、衛生用品や感染症対策用品等の備蓄を進める必要がある。</p> <p>(4) 建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失、また、道路の寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、分散備蓄体制の整備を推進する必要がある。</p> <p>(5) 発災直後、円滑に避難所の開設、運営ができるよう、指定避難所等に備蓄倉庫を設置する必要がある。</p>	

<p>5-3-3 個人備蓄の促進（再掲 2-1-5、2-5-2、4-1-3）</p> <p>(1)各家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。</p> <p>(2)被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、うがい薬やマスク、手指消毒液、災害用トイレ等、個人備蓄の促進に取り組む必要がある。</p>
<p>5-3-4 事業者等における備蓄の促進（再掲 2-1-6、2-4-2、2-5-3）</p> <p>(1)事業所等での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。</p> <p>(2)病院及び福祉施設等における、入院患者や施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する必要がある。</p>

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p>
<p>起きてはならない最悪の事態</p>	<p>6-1 電気、ガス、燃料等の長期間にわたる機能の停止</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>【防災拠点の機能の確保】</p> <p>6-1-1 防災拠点としての機能の向上（再掲 3-1-1、4-1-1）</p> <p>(1)災害発生後の電力供給停止に対応するため、市有施設への非常用電源設備の整備や電気自動車の導入を進め、電源の確保を図る必要がある。</p> <p>【非常用電源等の確保】</p> <p>6-1-2 民間施設の防災・減災対策の強化（再掲 1-1-2、2-3-4、4-1-2）</p> <p>(1)商業施設、宿泊施設、病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設における非常用電源設備の整備を促進する必要がある。</p> <p>6-1-3 個人備蓄の促進（再掲 2-1-5、2-5-2、4-1-3、5-3-3）</p> <p>(1)一般家庭においては、ポータブル発電機や電気自動車等の活用、蓄電システムの導入などを促進する必要がある。</p> <p>6-1-4 連携体制の強化（再掲 1-5-1、2-1-7、2-2-5、2-3-6、2-4-1、5-3-1）</p> <p>(1)電気、ガス、燃料等の関係事業者と災害支援協定を締結し、早期に復旧できる体制の整備を図る必要がある。</p>	

6-1-5 エネルギーの活用

- (1) 災害発生後の電力供給停止時に一般家庭や民間施設等で電気が確保できるよう、太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進するとともに、出力 10kw 以上の事業用太陽光発電施設を設置する事業者に対しては、安全な施設の設置を行うよう、県の適正導入ガイドラインに則した適正導入を促す必要がある。

【地域防災力の向上】

6-1-6 倒木等危険箇所対策（再掲 2-2-4、4-1-4、5-2-3）

- (1) 災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の伐採等の対策に努める必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	6-2 長期間にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設等の機能停止
-------------------	-----------------------------------

脆弱性評価結果

【基幹施設の整備】

6-2-1 水道施設の耐震化及び老朽化対策（再掲 2-1-1）

- (1) 飲料水の確保と施設の被害を最小化するため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。
- (2) 水道施設や配水管は経年による劣化が進んでいることから、計画的に更新し、給水の安定化を図る必要がある。

6-2-2 排水体制の整備（再掲 2-5-9）

- (1) 衛生的な環境を維持するためには、下水道施設（農業集落排水施設を含む）が機能することが重要であることから、下水道ストックマネジメント（施設管理）計画に基づき、施設の点検、調査、修繕、改築を行い、安全性を確保する必要がある。
- (2) 下水道業務継続計画(BCP)の計画的な見直し及び関係機関との協定締結等により、下水道施設の早期復旧ができるよう復旧体制の整備に努める必要がある。
- (3) 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

6-2-3 し尿処理施設の防災対策（再掲 2-5-10）

- (1) 施設が被災し、し尿処理に支障をきたすことのないよう、施設や設備の計画的な更新を行うとともに、災害時におけるし尿の運搬と処理体制、代替施設の検討などを進める必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる分断
脆弱性評価結果	
<p>【道路の防災・減災対策】</p> <p>6-3-1 道路・橋梁の整備（再掲 1-4-2、2-1-3、2-2-3、2-3-5、5-1-1、5-2-1）</p> <p>(1) 避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく必要がある。</p> <p>(2) 橋梁が損壊した場合、救助救出活動や避難に支障が生じるだけでなく、復旧にも時間がかかることになることから、橋梁の計画的な耐震化、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>(3) 災害発生時には、道路の寸断により孤立地域が発生するおそれがあるため、道路の危険箇所の調査を行い、防災・減災対策を講じる必要がある。</p> <p>(4) 代替輸送路や地域における避難路を確保するため、市道や農道、林道等の整備、保全対策を講じる必要がある。</p> <p>(5) 災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じないように、狭あい道路の整備を進める必要がある。</p> <p>(6) 災害時の交通手段としての自転車の利用を検討するとともに、平常時から安全に自転車を利用できるよう、自転車道や自転車専用通行帯等の整備について検討する必要がある。</p> <p>6-3-2 連携体制の強化（再掲 1-5-1、2-1-7、2-2-5、2-3-6、2-4-1、5-3-1、6-1-4）</p> <p>(1) 自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る必要がある。</p>	

起きてはならない 最悪の事態	6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全
脆弱性評価結果	
<p>【堤防機能の維持】</p> <p>6-4-1 堤防等の異常箇所の早期発見及び復旧</p> <p>(1) 大規模地震や豪雨が発生した時においても、その機能が十分に発揮できるよう、平常時から河川堤防のパトロールを実施し、異常箇所の早期発見に努める必要がある。</p> <p>(2) 災害による損傷箇所について、国や県、関係機関などと協力し早期復旧を図る必要がある。</p>	

【施設の整備】

6-4-2 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策（再掲 1-3-2）

- (1)河川や水路施設等がその機能を確実に発揮できるよう、計画的に必要な改修等を実施し、維持及び長寿命化を図る必要がある。
- (2)浸水のおそれのある地域における調整池などの施設について、その機能が十分に発揮できるよう適切な維持管理を行う必要がある。

事前に備えるべき目標	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	
【地域の防災力の向上】	
7-1-1 地域の消防活動体制の整備（再掲 1-2-4、2-3-7）	
<ul style="list-style-type: none">(1)災害発生時に消防活動が迅速に行えるよう、消防団における団員の確保、消防技術の向上、装備の充実を図る必要がある。(2)迅速な初期消火が行えるよう、平時から消防水利の点検等を行い、必要に応じて修繕や更新を行いつつ、水利が確保できない地域へ消火栓や防火水槽の整備を行う必要がある。	
7-1-2 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策（再掲 1-1-5、1-2-3）	
<ul style="list-style-type: none">(1)管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。(2)災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、安全点検を行った上で危険なブロック塀の撤去を進める必要がある。	
7-1-3 事業者等における防災力の向上（再掲 1-2-5、1-3-7、4-2-7）	
<ul style="list-style-type: none">(1)事業者等に対し、従業員や施設利用者の避難路の確保、避難行動のマニュアル化、要配慮者及び外国人への対応方法など、自主的な防災体制の整備を促進する必要がある。	
7-1-4 火災予防の啓発（再掲 1-2-1）	
<ul style="list-style-type: none">(1)住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促すとともに、通電火災を防ぐための漏電ブレーカーの設置などの火災予防の啓発を行う必要がある。	

(2) 宿泊施設や飲食店、福祉施設などの防火対象物に対する立入検査を引き続き実施し、防火及び防災管理体制の強化を促進する必要がある。

【消防力の強化】

7-1-5 効果的な消防活動のための整備（再掲 1-1-9、1-2-7、2-3-9）

- (1) 災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。
- (2) 大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

【都市計画道路の整備】

7-1-6 都市計画道路の整備（再掲 1-1-10、1-2-8）

- (1) 災害時の避難路や延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を確保できるよう、必要な道路整備を図る必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	7-2 沿線・沿道の建物倒壊等による交通麻痺
脆弱性評価結果	
【建築物の耐震・安全化】 7-2-1 木造住宅の耐震化（再掲 1-1-1） <ol style="list-style-type: none">(1) 木造住宅の更なる耐震化の促進を図るとともに、天井や外壁、窓ガラス等、非構造部材の安全対策の啓発を行う必要がある。 7-2-2 民間施設の防災・減災対策の強化（再掲 1-1-2、2-3-4、4-1-2、6-1-2） <ol style="list-style-type: none">(1) 商業施設、宿泊施設、病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、あらゆる機会を活用して、耐震化などの防災・減災対策の強化を促進する。 7-2-3 市有施設の安全性の確保（再掲 1-1-3） <ol style="list-style-type: none">(1) 老朽化した施設の安全性を確保するため、庁舎等を総合的かつ計画的に管理し、適切に維持、保全をしていく必要がある。(2) 市営住宅入居者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、計画的な修繕や改修による長寿命化を図り、市営住宅の安全性や居住性を高める必要がある。(3) 学校並びに社会教育及び社会体育施設など避難所として指定されている施設については、安全点検を定期的に行うとともに、計画的な修繕や改修による長寿命化等により安全性を確保する必要がある。	

【地域の安全確保】

7-2-4 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策（再掲 1-1-5、1-2-3、7-1-2）

- (1)管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。
- (2)災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、安全点検を行った上で危険なブロック塀の撤去を進める必要がある。

7-2-5 屋外広告物の安全管理（再掲 1-1-6）

- (1)店舗の看板や広告幕等の落下又は倒壊による被害を防止するため、安全管理についての啓発を図る必要がある。

7-2-6 降灰対策の検討（再掲 5-2-4）

- (1)富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	
【ため池の整備】	
7-3-1 ため池の老朽化、耐震化対策	
(1)農業用のため池については、決壊による被害を防ぐため、老朽化、耐震化対策による整備を促進する必要がある。	
【土砂災害対策】	
7-3-2 治山事業等による土砂災害対策（再掲 1-4-1）	
(1)豪雨や地震による林地等の崩壊や災害発生後の農地の荒廃を防ぐため、県等と連携し、平常時から治山事業を促進する必要がある。	
(2)人命及び財産を守るため、県等と連携して砂防施設等の整備を行い、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。	

【河川の整備】

7-3-3 河川整備の推進（再掲 1-3-1）

(1)豪雨等による市街地等への浸水を防止するため、国及び県と連携し、河川改修を促進する必要がある。

7-3-4 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策（再掲 1-3-2、6-4-2）

(1)河川や水路施設等がその機能を確実に発揮できるよう、計画的に必要な改修等を実施し、維持及び長寿命化を図る必要がある。

(2)浸水のおそれのある地域における調整池などの施設について、その機能が十分に発揮できるよう適切な維持管理を行う必要がある。

起きてはならない
最悪の事態

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価結果

【農業生産活動の維持】

7-4-1 農業振興における災害対策（再掲 1-4-3）

(1)農業生産基盤が有効に機能するよう施設の整備及び長寿命化を進める必要がある。

(2)災害による農業収入の減少に備えるため、関係機関と連携し、農業保険の加入を促進する必要がある。

(3)災害による農業用ハウスの倒壊を防ぐため、ハウスの補強や保守管理等の被害防止対策を促進する必要がある。

(4)台風などによる農業被害が予測される場合は、被害を軽減させるため、事前の周知を行う必要がある。

(5)被災後の農業の生産活動が迅速に再開できるよう、平常時から農業の担い手の確保と育成に努める必要がある。

(6)鳥獣による農林業被害が増加すると、農地や森林の機能が低下し、土砂災害等の被害が拡大しやすくなることから、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。

(7)耕作放棄地の増加は、農地の機能が低下し、土砂災害等の被害が拡大しやすくなるとともに、被災後の復旧に影響を及ぼすことから、農地の集約など耕作放棄地の解消を促進する必要がある。

7-4-2 治山事業等による土砂災害対策（再掲 1-4-1、7-3-2）

(1)豪雨や地震による林地等の崩壊や災害発生後の農地の荒廃を防ぐため、県等と連携し、平常時から治山事業を促進する必要がある。

【森林の機能維持】

7-4-3 森林の適切な管理（再掲 1-4-4）

(1) 森林を健全な状態で維持するために、平常時から、森林病虫害の駆除や林野火災防止に努め、森林の適切な管理を促進する必要がある。

【降灰の処理方法等の確立】

7-4-4 降灰対策の検討（再掲 5-2-4、7-2-6）

(1) 富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する必要がある。

事前に備えるべき目標	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果	
【災害廃棄物の処理体制の整備】	
8-1-1 災害廃棄物対策	
(1) 建物の浸水や倒壊等が起きた場合、大量の災害廃棄物が発生することから、平時の備えや発災後におけるごみやし尿の処理、災害廃棄物のストックヤードなどをまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理の停滞を防ぎ円滑な復旧・復興に努める必要がある。	
(2) ごみやし尿の処理施設等の被災も想定し、他市連携、広域連携など相互連携体制の整備を進める必要がある。	
【降灰の処理方法等の確立】	
8-1-2 降灰対策の検討（再掲 5-2-4、7-2-6、7-4-4）	
(1) 富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する必要がある。	

【ボランティア活動体制の強化】

8-1-3 ボランティア対策

- (1) 初期対応に遅れが生じることなく円滑に活動できるよう、笛吹市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る訓練を実施する必要がある。
- (2) 災害ボランティアが、家屋の片づけや炊き出しなどの直接的な支援のみならず、被災者の活力を取り戻すための寄り添いなど、災害発生時から復興に至るまで、被災者のニーズに対応した活動を行えるよう、体制の整備を進める必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果	
<p>【受援体制の整備】</p> <p>8-2-1 連携体制の強化（再掲 1-5-1、2-1-7、2-2-5、2-3-6、2-4-1、5-3-1、6-1-4、6-3-2）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る必要がある。(2) 国の機関や他自治体などからの人的、物的支援に対する受入及び活動の拠点を選定しておく必要がある。 <p>【ボランティア活動体制の強化】</p> <p>8-2-2 ボランティア対策（再掲 8-1-3）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 初期対応に遅れが生じることなく円滑に活動できるよう、笛吹市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る訓練を実施する必要がある。(2) 災害ボランティアが、家屋の片づけや炊き出しなどの直接的な支援のみならず、被災者の活力を取り戻すための寄り添いなど、災害発生時から復興に至るまで、被災者のニーズに対応した活動を行えるよう、体制の整備を進める必要がある。 <p>【地域コミュニティの維持】</p> <p>8-2-3 地域コミュニティの強化</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 大規模災害発生時には、公的支援の遅れや不足が生じること想定されることから、地域の防災力の向上を図るため、市内全ての地域で自主防災組織を整備し、自主防災リーダーの育成を図るなど、地域コミュニティの強化に取り組む必要がある。	

- (2) 自主防災組織における防災訓練等積極的な活動や地域ごとに必要な資機材の配備等の支援を行う必要がある。
- (3) 災害発生後の治安の悪化を防ぐため、住民による犯罪抑止の見守りなどが行われるよう、自主防災組織に対して啓発を行う必要がある。

8-2-4 人材の育成、組織の整備（再掲 2-3-8）

- (1) 災害時において、応急処置や救出、救護等に対応可能な知識、技能を持った人材の確保、協力が重要であることから、地域における人材を育成し、自主防災組織等の強化を図る必要がある。
- (2) 高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の災害対応力の向上を図る必要がある。

【人材の定着】

8-2-5 企業誘致対策（再掲 5-1-3）

- (1) 社会・経済を迅速に復興するため、工場などの企業誘致及び本社機能の移転や機能の分散などの拠点として設けるサテライトオフィスの市内誘致を促進し、人口の定着や経済活動の維持を図る必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等 による有形・無形の文化の衰退・損失
脆弱性評価結果	
【文化財等の維持、保存】	
8-3-1 文化財の地震対策	
(1) 国、県、市が指定する有形文化財(建造物)等の地震対策を推進するため、関係機関と連携を図り、計画的な構造補強工事等を行う必要がある。	
8-3-2 伝統芸能の維持	
(1) 伝統芸能を維持するため、平常時から積極的に伝統芸能に触れる機会を設け、その伝承に関わる人材の育成を図る必要がある。	
(2) 伝統・文化に関わる保存会、行政区などの活動は、文化の伝承、地域コミュニティの活性化などに資するものであるため、引き続き支援を行う必要がある。	

起きてはならない 最悪の事態	8-4 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果	
<p>【土地の適正利用】</p> <p>8-4-1 地籍調査の実施</p> <p>(1)災害後の円滑な復旧、復興のためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要であることから、調査を計画的に実施し、土地の実態把握に努める必要がある。</p> <p>8-4-2 用地の確保</p> <p>(1)仮設住宅等の建設を容易にするため、平常時から用地の選定を進める必要がある。</p> <p>(2)公園施設は災害時には、避難場所、救護活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たすとともに、応急仮設住宅等の建設用地となり得ることから、計画的な整備や長寿命化を図る必要がある。</p> <p>(3)多目的芝生グラウンドは、様々なスポーツを通じた健康づくりを行う場としてだけでなく、防災機能を考慮し、備蓄倉庫の建設、災害発生時の避難場所、救護活動拠点、応急仮設住宅等の建設用地などとしても活用できるよう検討する必要がある。</p> <p>【復旧及び復興の促進】</p> <p>8-4-3 罹災証明の発行</p> <p>(1)復旧復興を促進させるため、罹災証明を早期に発行できる体制を整備しておく必要がある。</p>	

第5章 施策分野ごとの推進方針

29の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、8つの施策分野ごとに今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理した。

1 A：行政機能／防災・消防

推進方針	
【A-a 市有施設(庁舎等)の安全性の確保】	
(1)老朽化した施設の安全性を確保するため、庁舎等を総合的かつ計画的に管理し、適切に維持、保全をしていく。	
主な取組	担当課
庁舎等の施設整備	管財課
【A-b 防災拠点としての機能の向上】	
(1)市役所本庁舎及び支所等は、災害時における対応拠点として極めて重要な施設であることから、建物の耐震性の強化や、非常用電源設備の整備、拡充など、防災機能の向上を図る。	
(2)庁舎が被災したとしても市が保有する重要データを守れるよう、民間設備の活用等を進める。	
(3)災害により一部の回線が切れても、別ルートでの回線を確保できるよう、情報通信ネットワークの冗長化を維持する。	
(4)災害発生後の電力供給停止に対応するため、市有施設への非常用電源設備の整備や電気自動車の導入を進め、電源の確保を図る。	
主な取組	担当課
本館、市民窓口館、保健福祉館における非常用電源設備の浸水対策	管財課
民間施設を活用した重要データの保管及び各種システムの更新に合わせたクラウド化等の検討	情報システム課
市役所本館とサーバ設置施設間及び各支所とサーバ設置施設間における情報通信ネットワークの冗長化の維持	情報システム課
【A-c 業務継続体制の強化】	
(1)業務継続計画（BCP）に基づく、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、業務継続体制の強化を図る。	

- (2)災害発生時に職員自身やその家族が自らの安全を確保した上で、職員が速やかに登庁できるように、研修等により、職員の防災意識の向上及び対応能力の向上を図る。
- (3)情報通信環境の機能停止を回避するため、ICT 部門の業務継続計画(ICT - BCP)の継続的な見直しを行う。

主な取組	担当課
職員の防災意識向上のための研修の実施	防災危機管理課
笛吹市地域防災計画、笛吹市災害時職員活動マニュアルなどの改訂に合わせた、業務継続計画 (BCP) 及び ICT 部門の業務継続計画(ICT - BCP)の見直し	防災危機管理課 情報システム課

【A-d 情報の収集及び伝達体制の確保】

- (1)集中豪雨、土砂災害、豪雪等の災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や市ホームページ等による広報に努める。
- (2)災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する。
- (3)市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS 等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う。

主な取組	担当課
市民等へ災害情報を伝達するための「L アラート」等の通信訓練の実施	防災危機管理課
防災情報伝達システムの導入	防災危機管理課

【A-e 応援体制の整備】

- (1)協定を締結した自治体などと平常時から情報交換や訓練等を行い、関係強化に努める。
- (2)多くの職員が被災し人員不足に陥った場合や災害対応などが長期化する場合に備え、受援・応援体制を構築し、人員を確保する。
- (3)他自治体などからの応援職員が円滑に応急対応業務を行えるよう、マニュアル等の整備を図る。

主な取組	担当課
災害時受援計画の策定	防災危機管理課

【A-f 連携体制の強化】

- (1)自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る。

- (2)食料や飲料水等、生命に関わる物資の供給体制の更なる充実を図るため、事業者等と新たな災害協定の締結などを検討するとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練実施による関係強化を図る。
- (3)国の機関や他自治体などからの人的、物的支援に対する受入及び活動の拠点を選定しておく。
- (4)公共交通機関等が停止した場合に備え、帰宅困難者への情報提供や連絡体制の整備、帰宅困難者向けの避難所の開設、代替輸送手段の確保など、県及び公共交通機関等と連携し、帰宅困難者対策の整備を図る。
- (5)災害による交通障害が長期化する場合、大量かつ長期の帰宅困難者が発生することから、飲食物や燃料等の提供が行えるよう、事業者等と連携し、提供体制の整備を図る。

主な取組	担当課
大規模災害時における広域防災体制の連携強化	防災危機管理課
近隣市町との応援体制の確立	防災危機管理課
災害時応援協定締結の拡大	防災危機管理課

【A-g 罹災証明の発行】

- (1)復旧復興を促進させるため、罹災証明を早期に発行できる体制を整備しておく。

主な取組	担当課
内閣府で示している罹災証明様式への統一化	税務課

【A-h 市民参加型の防災訓練の実施】

- (1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく。
- (2)災害時に円滑な救護活動が行えるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会等によるトリアージ訓練に市職員が参加するとともに、自主防災組織等に対し、応急手当の普及を図るなど、関係機関や市民と連携した訓練の実施について検討する。

主な取組	担当課
総合防災訓練、水害・土砂災害訓練、職員参集訓練の実施	防災危機管理課
防災訓練などにおける消防職員による応急手当方法の周知、啓発	消防署

【A-i 適切な避難行動の周知啓発】

- (1)状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る。
- (2)親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「わが家の災害時行動計画」を策定するとともに、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する。

主な取組	担当課
地域の特性に応じて行政区が自らまとめる「地区防災計画」の策定支援	防災危機管理課
世帯ごとに時間の経過に沿った行動計画を立てる「わが家の災害時行動計画」の策定支援	防災危機管理課
避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画の整備	福祉総務課

【A-j 公的備蓄の充実】

- (1) 備蓄箇所、備蓄数などを必要に応じて見直し、備蓄倉庫の新設や定期的かつ効率的な備蓄品の更新を進める。
- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児などの災害時要配慮者及び性別によるニーズの違いなどに配慮した生活必需品等の備蓄を進める。
- (3) 被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、衛生用品や感染症対策用品等の備蓄を進める。
- (4) 建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失、また、道路の寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、分散備蓄体制の整備を推進する。
- (5) 発災直後、円滑に避難所の開設、運営ができるよう、指定避難所等に備蓄倉庫を設置する。

主な取組	担当課
食料及び生活必需品等の備蓄	防災危機管理課
非常用物資の備蓄体制の強化及び避難所への防災備蓄倉庫の整備	防災危機管理課

【A-k 孤立対策の推進】

- (1) 孤立が予想される地域に対しては、平常時から世帯情報、連絡手段等の把握に努め、台帳や地図情報として整備し、行政区及び自主防災組織と情報共有を図る。
- (2) 孤立した場合でも、物資の供給が途絶えることのないよう、物資を届ける手段について検討する。

主な取組	担当課
芦川ヘリポートの整備	防災危機管理課

【A-l 避難所の整備】

- (1) 避難所を適切に運営するため、各避難所に適した運営マニュアルの策定を進める。
- (2) 避難所運営委員会と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練を実施する。

- (3) 要配慮者、女性及び妊産婦等が安心して生活できるよう、プライバシーに配慮した避難所運営マニュアルを策定する。
- (4) 避難所における感染症の拡大を防止するため、適切な距離を保った居住スペース及び感染疑いのある避難者専用のスペースを確保する。

主な取組	担当課
避難所運営マニュアル策定の促進	防災危機管理課

【A-m 避難所機能の充実】

- (1) 避難所の機能の強化及び質の向上を図るため、設備等の充実を図るとともに備蓄品の適切な更新や維持管理に努める。
- (2) 被災者の安否を確認する手段として、引き続き避難所に特設公衆電話を配備する。

主な取組	担当課
避難所への発電設備の整備	防災危機管理課
避難所への特設公衆電話の配備	防災危機管理課

【A-n 防災行政無線等の機能維持】

- (1) 防災行政無線の難聴地域の調査、解消を引き続き図るとともに、災害時に確実に機能するよう、停電や落雷への対策などを行い、適切な維持管理に努める。
- (2) 移動式無線機については、災害時の拠点施設や関係部署に配備し、適切な維持管理及び使用についての訓練を行う。

主な取組	担当課
防災行政無線の適切な維持管理	防災危機管理課
防災行政無線屋外拡声子局の集約化	防災危機管理課
消防本部や消防団が使用する無線の適切な維持管理	防災危機管理課

【A-o 地域の消防活動体制の整備】

- (1) 災害発生時に消防活動が迅速に行えるよう、消防団における団員の確保、消防技術の向上、装備の充実を図る。
- (2) 迅速な初期消火が行えるよう、平時から消防水利の点検等を行い、必要に応じて修繕や更新を行いつつ、水利が確保できない地域へ消火栓や防火水槽の整備を行う。

主な取組	担当課
消防団員の確保及び訓練の実施	防災危機管理課
時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動する「機能別消防団員」の確保	防災危機管理課
消防団の活動に必要な施設及び備品の整備	防災危機管理課
消火栓及び防火水槽の整備	防災危機管理課

【A-p 火災予防の啓発】

- (1) 宿泊施設や飲食店、福祉施設などの防火対象物に対する立入検査を引き続き実施し、防火及び防災管理体制の強化を促進する。
- (2) 地震に伴う火災によって被害が拡大することを防ぐため、市民に対し、地震発生時における出火防止対策や停電が復旧した際に起こりやすい通電火災について啓発する。

主な取組	担当課
防火対象物に対する計画的な立入検査の実施	予防課 消防署

【A-q 効果的な消防活動のための整備】

- (1) 災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る。
- (2) 大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る。

主な取組	担当課
年間計画及び月間計画による計画的な消防活動訓練の実施	消防署
更新計画に基づく資機材の整備	消防署
緊急消防援助隊及び消防防災航空隊との連携強化	消防課
知識、技能を備えた救急隊員を育成するための救急隊員研修事業の実施	消防課

2 B：住宅・都市・土地利用

推進方針

【B-a 木造住宅の耐震化】

- (1) 木造住宅の更なる耐震化の促進を図るとともに、天井や外壁、窓ガラス等、非構造部材の安全対策の啓発を行う。

主な取組	担当課
旧耐震基準で建てられた木造個人住宅に対する、耐震診断・設計・改修・建替え費用の補助	まちづくり整備課

【B-b 市有施設(市営住宅)の安全性の確保】

(1)市営住宅入居者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、計画的な修繕や改修による長寿命化を図り、市営住宅の安全性や居住性を高める。

【B-c 火災予防の啓発】

(1)住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促すとともに、通電火災を防ぐための漏電ブレーカーの設置などの火災予防の啓発を行う。

主な取組	担当課
住宅用火災警報器の作動確認及び機器交換に係る広報の実施	予防課

【B-d 住居等の消毒の実施】

(1)浸水被害等による感染症の発生及びまん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒、害虫駆除等が適切に実施されるよう、関係機関や消毒・害虫駆除業者等との連携や連絡体制の整備に努める。

【B-e 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化】

(1)大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿線建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、緊急車両の通行等を妨げるおそれがあるため、緊急輸送道路沿道の建物の耐震化を促進する。

主な取組	担当課
緊急輸送道路沿いの建築物に対する、耐震診断・設計・改修費用の補助	まちづくり整備課

【B-f 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策】

(1)管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。

(2)災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、安全点検を行った上で危険なブロック塀の撤去を進める必要がある。

主な取組	担当課
空家等対策計画に基づく、空き家の把握及び所有者に対する適切な管理の指導の実施	まちづくり整備課
老朽空き家等の除却費用に対する補助制度の創設	まちづくり整備課
空家の倒壊等、危険が切迫した際の条例に基づく緊急安全措置の実施	まちづくり整備課
道路に面した危険なブロック塀の撤去及び改修費用に対する補助	まちづくり整備課

【B-g 屋外広告物の安全管理】

(1)店舗の看板や広告幕等の落下又は倒壊による被害を防止するため、安全管理についての啓発を図る。

主な取組	担当課
景観に調和した屋外広告物の表示や掲出及び落下等による被害の防止を目的とした指導等の実施	まちづくり整備課

【B-h 都市計画道路の整備】

(1)災害時の避難路や延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を確保できるよう、必要な道路整備を図る。

主な取組	担当課
交通量等現況の把握及び市民意向調査等を踏まえた、都市計画道路の必要性や整備の見直しについての検討	まちづくり整備課

【B-i 無電柱化の推進】

(1)大規模災害発生時の電柱等の倒壊による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、無電柱化の整備について検討する。

主な取組	担当課
都市計画道路等の幹線道路整備における無電柱化の検討	まちづくり整備課

【B-j 水道施設の耐震化及び老朽化対策】

(1)飲料水の確保と施設の被害を最小化するため、水道施設の計画的な耐震化を推進する。
(2)水道施設や配水管は経年による劣化が進んでいることから、計画的に更新し、給水の安定化を図る。

主な取組	担当課
配水池（1,000t以上）の耐震診断及び判定結果に基づく耐震補強工事の実施	水道課
布設替計画に基づく老朽化した配水管の更新	水道課

【B-k 応急給水体制の強化】

(1)給水車両の整備を図るとともに、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣自治体や関係機関等と協力し、迅速かつ的確に対応できるよう、協力体制の整備及び強化を図る。

主な取組	担当課
給水体制の強化のため、関係機関等との協定内容の見直し	水道課
被災時の応急復旧と応急給水体制の対応方策をまとめたマニュアルの作成	水道課

【B-l 排水体制の整備】

(1)衛生的な環境を維持するためには、下水道施設（農業集落排水施設を含む）が機能することが重要であることから、下水道ストックマネジメント（施設管理）計画に基づき、施設の点検、調査、修繕、改築を行い、安全性を確保する。

(2)下水道業務継続計画(BCP)の計画的な見直し及び関係機関との協定締結等により、下水道施設の早期復旧ができるよう復旧体制の整備に努める。

(3)浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

主な取組	担当課
下水道管渠の耐震化	下水道課

【B-m 地籍調査の実施】

(1)災害後の円滑な復旧、復興のためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要であることから、調査を計画的に実施し、土地の実態把握に努める。

【B-n 用地の確保】

(1)仮設住宅等の建設を容易にするため、平常時から用地の選定を進める。

(2)公園施設は災害時には、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たすことから、計画的な整備や長寿命化を図る。

(3)多目的芝生グラウンドは、様々なスポーツを通じた健康づくりを行う場としてだけでなく、防災機能を考慮し、備蓄倉庫の建設、災害発生時の避難場所、救護活動拠点、応急仮設住宅等の建設用地などとしても活用できるよう検討する。

主な取組	担当課
都市公園施設長寿命化計画に基づく、公園施設の適正な管理	まちづくり整備課
防災機能を有する多目的芝生グラウンドの整備	政策課

3 C：保健医療・福祉

推進方針

【C-a 民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化】

- (1)病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、あらゆる機会を活用して、耐震化などの防災・減災対策の強化を促進する。
- (2)病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設における非常用電源設備の整備を促進する。

【C-b 要配慮者利用施設等における避難確保計画策定等の促進】

- (1)要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定並びに避難訓練の実施を促進する。

主な取組	担当課
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定等の促進	防災危機管理課

【C-c 事業者等における備蓄の促進】

- (1)病院及び福祉施設等における、入院患者や施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する。

【C-d 受入体制・供給体制の整備】

- (1)医療救護所の開設に備え、平常時から医薬品及び保健衛生用資機材等の備蓄に努めるとともに、県及び関係機関等と連携し、援護物資の受入体制及び避難所等への供給体制を整備する。

【C-e 業務継続計画（BCP）策定の促進】

- (1)業務の継続及び早期復旧に支障をきたすおそれがあることから、病院や福祉施設等に対して、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

【C-f 医療救護体制の充実】

- (1)災害時に必要となる医療機能が提供できるよう、関係機関と連携し、医療救護体制の充実に努める。
- (2)高血圧や糖尿病等慢性疾患患者への治療が継続的に行えるよう、関係機関と連携強化を図る。
- (3)災害時にも迅速な救急対応ができるよう、平常時から救急車の適正利用を呼び掛けるとともに、知識、技能を備えた救急隊員の育成を図る。

(4)災害時に円滑な救護活動が行えるよう、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等によるトリアージ訓練に市職員が参加するとともに、自主防災組織等に対し、応急手当の普及を図るなど、関係機関や市民と連携した訓練の実施について検討する。

主な取組	担当課
知識、技能を備えた救急隊員を育成するための救急隊員研修の実施	消防課
医師会、歯科医師会及び薬剤師会等によるトリアージ訓練への参加	健康づくり課

【C-g 避難行動要支援者台帳の整備】

(1)避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める。

主な取組	担当課
実行性のある避難行動要支援者台帳の整備	福祉総務課

【C-h 福祉避難所の整備】

- (1)高齢者、障がい者及び児童などが利用する福祉施設等を福祉避難場所として利用できるよう、協定締結や連携強化を図る。
- (2)災害時に要配慮者が一時的に被災していない遠隔地に避難できるよう、災害時相互応援協定の見直しや、新たな協定締結について検討する。
- (3)要配慮者、女性及び妊産婦等が安心して生活できるよう、プライバシーに配慮した避難所運営マニュアルを策定する。

主な取組	担当課
福祉避難所受入体制の整備	防災危機管理課
福祉避難所運営マニュアルの整備	防災危機管理課

【C-i 予防接種の実施】

(1)感染症の発生と拡大を防止するため、平常時から予防接種を推進するとともに、必要に応じて予防接種法に基づく臨時予防接種が実施できるよう、県及び関係機関との連絡体制の構築を図る。

【C-j 健康状態や生活環境の把握】

(1)健康相談等ができる相談窓口の設置や避難所及び応急仮設住宅で生活している避難者の巡回を行うなど、被災者の健康状態や生活環境を把握する体制を整備する。

4 D：教育・文化

推進方針

【D-a 市有施設(学校施設等)の安全性の確保】

(1)学校並びに社会教育及び社会体育施設など避難所として指定されている施設については、安全点検を定期的に行うとともに、計画的な修繕や改修による長寿命化等により安全性を確保する。

主な取組	担当課
学校施設等の長寿命化、防災機能の強化、老朽化対策等の推進	教育総務課 生涯学習課
特定建築物の定期調査及び各種保守管理業務の実施	教育総務課 生涯学習課

【D-b 避難所機能の充実】

(1)学校施設は、子どもたちの学習及び生活の場であるとともに、災害時には避難所として高齢者や要配慮者等も利用することから、誰もがトイレを安全安心に利用できるよう、学校施設のトイレの洋式化や多目的トイレの整備を推進する。

主な取組	担当課
小中学校校舎・屋内運動場におけるトイレの洋式化	教育総務課

【D-c 通学路の安全確保】

(1)児童生徒の通学路について、災害発生時に、屋根材や看板の落下、家屋やブロック塀の倒壊などの危険性があるか、学校、地域、関係機関が協力して点検を行い、通学路の安全確保を行う。

主な取組	担当課
学校と保護者が連携した安全点検及び学校と関係機関が連携した合同点検の実施	学校教育課

【D-d 適切な避難行動の周知啓発】

(1)小中学校の安全教育の一環として防災に関する授業を行い、子どもたちの防災意識の向上及び災害時における教職員の対応力の向上に努める。

主な取組	担当課
学校安全計画に基づく計画的な避難訓練や防災教育の実施	学校教育課
県の防災研修への参加及び校内研修の実施（教職員）	学校教育課

【D-e 文化財の地震対策】

(1)国、県、市が指定する有形文化財(建造物)等の地震対策を推進するため、関係機関と連携を図り、計画的な構造補強工事等を行う。

主な取組	担当課
建物の躯体調査及び耐震化した建物の修繕に係る費用に対する補助金の交付	文化財課
重要文化財等への免振台の設置支援	文化財課
文化財保護指導員による定期的巡視	文化財課

【D-f 伝統芸能の維持】

(1)伝統芸能を維持するため、平常時から積極的に伝統芸能に触れる機会を設け、その伝承に関わる人材の育成を図る。

(2)伝統・文化に関わる保存会、行政区などの活動は、文化の伝承、地域コミュニティの活性化などに資するものであるため、引き続き支援を行う。

主な取組	担当課
伝統芸能等の継承団体の活動支援	文化財課
伝統芸能公演イベント(笛吹市神楽まつり等)への協力	文化財課

5 E：産業・農業**推進方針****【E-a 民間施設(商業施設及び宿泊施設等)の防災・減災対策の強化】**

(1)商業施設及び宿泊施設等、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、あらゆる機会を活用して、耐震化などの防災・減災対策の強化を促進する。

(2)商業施設及び宿泊施設等、不特定多数の人が出入りする施設における非常用電源設備の整備を促進する。

【E-b 事業者等における防災力の向上】

(1)事業者等に対し、従業員や施設利用者の避難路の確保、避難行動のマニュアル化、要配慮者及び外国人への対応方法など、自主的な防災体制の整備を促進する。

【E-c 事業者等における備蓄の促進】

(1)事業所等での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する。

主な取組	担当課
事業所等における備蓄に関する啓発記事の掲載	防災危機管理課 企画課

【E-d 業務継続計画（BCP）策定の促進】

(1)サプライチェーンの維持のため、事業者等に対し業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

【E-e 企業誘致対策】

(1)社会・経済を迅速に復興するため、工場などの企業誘致及び本社機能の移転や機能の分散などの拠点として設けるサテライトオフィスの市内誘致を促進し、人口の定着や経済活動の維持を図る。

【E-f 農業振興における災害対策】

- (1)農業生産活動の基盤となる農業水利施設が有効に機能するよう、施設の整備及び長寿命化を推進する。
- (2)災害による農業収入の減少に備えるため、関係機関と連携し、農業保険の加入を促進する。
- (3)災害による農業用ハウスの倒壊を防ぐため、ハウスの補強や保守管理等の被害防止対策を促進する。
- (4)台風などによる農業被害が予測される場合は、被害を軽減させるため、事前の周知を行う。
- (5)被災後の農業の生産活動が迅速に再開できるよう、平常時から農業の担い手の確保と育成に努める。
- (6)鳥獣による農林業被害が増加すると、農地や森林の機能が低下し、土砂災害等の被害が拡大しやすくなることから、鳥獣被害防止対策を推進する。
- (7)耕作放棄地の増加は、農地の機能が低下し、土砂災害等の被害が拡大しやすくなるとともに、被災後の復旧に影響を及ぼすことから、農地の集約など耕作放棄地の解消を促進する。

主な取組	担当課
農業保険への加入及び収入保険への移行の促進	農林振興課
農業用ハウスなど園芸施設の被害防止に向けた取組の支援	農林振興課
「笛吹市農業塾」による農業経営の改善支援や営農・就農相談等の実施による担い手の確保及び育成支援	農林振興課
農地の集約や耕作放棄地の解消のため、地域が抱えている課題を解決するための「人農地プラン」の策定及び中心となる経営体への農地の集約化支援	農林振興課
鳥獣被害防止のための山際の防獣柵や電気柵の導入推進及び設置費用の補助	農林振興課
猟友会、実施隊による鳥獣の追い払いや駆除の支援及び狩猟免許の取得費用の補助等による狩猟者数の確保	農林振興課

【E-g 森林の適切な管理】

- (1) 森林を健全な状態で維持するために、平常時から、森林病虫害の駆除や林野火災防止に努め、森林の適切な管理を促進する。

主な取組	担当課
民有林の森林整備事業の実施	農林振興課
地域財産区の活動と緑化推進事業の支援	農林振興課

【E-h ため池の老朽化、耐震化対策】

- (1) 農業用のため池については、決壊による被害を防ぐため、老朽化、耐震化対策による整備を促進する。

【E-i 治山事業等による土砂災害対策】

- (1) 豪雨や地震による林地等の崩壊や災害発生後の農地の荒廃を防ぐため、県等と連携し、平常時から治山事業を促進する。

主な取組	担当課
林業者の育成と経営支援	農林振興課

【E-j 降灰対策の検討】

- (1) 富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する。

6 F：情報通信・エネルギー・環境

推進方針

【F-a 情報の収集及び伝達体制の確保】

- (1) 市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNSの活用等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う。
- (2) 集中豪雨、土砂災害、豪雪等の災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や市ホームページ等による広報に努める。
- (3) 災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する。
- (4) 孤立した場合でも、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段、通信網の整備を進める。

主な取組	担当課
市民等へ災害情報を伝達するための「L アラート」等の通信訓練の実施	防災危機管理課
防災情報伝達手段の改善、整備	防災危機管理課

【F-b 外国人への情報伝達】

- (1) 外国人を対象とした防災に関するパンフレット等は、優しい日本語による作成及び多言語に翻訳し、周知する。
- (2) 避難所等を外国人に周知するため、避難所表示看板の多言語化やピクトグラム（図記号）の活用を進める。

【F-c 連携体制の強化】

- (1) 電気、ガス、燃料等の関係事業者と災害支援協定を締結し、早期に復旧できる体制の整備を図る。

【F-d エネルギーの活用】

- (1) 災害発生後の電力供給停止時に一般家庭や民間施設等で電気が確保できるよう、太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進するとともに、出力 10kw 以上の事業用太陽光発電施設を設置する事業者に対しては、安全な施設の設定を行うよう、県の適正導入ガイドラインに則した適正導入を促す。

【F-e 災害廃棄物対策】

- (1)建物の浸水や倒壊等が起きた場合、大量の災害廃棄物が発生することから、平時の備えや発災後におけるごみやし尿の処理、災害廃棄物のストックヤードなどをまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理の停滞を防ぎ円滑な復旧・復興に努める。
- (2)ごみやし尿の処理施設等の被災も想定し、他市連携、広域連携など相互連携体制の整備を進める。

主な取組	担当課
笛吹市災害廃棄物処理基本計画の策定	環境推進課

【F-f し尿処理施設の防災対策】

- (1)施設が被災し、し尿処理に支障をきたすことのないよう、施設や設備の計画的な更新を行うとともに、災害時におけるし尿の運搬と処理体制、代替施設の検討などを進める。

【F-g 災害時のトイレ対策】

- (1)災害時にトイレが不足する事態に備え、仮設トイレの確保や災害用トイレの備蓄を進めるとともに、トイレカーの導入などについても研究する。

主な取組	担当課
避難所への災害用マンホールトイレの整備	防災危機管理課 下水道課

【F-h 降灰対策の検討】

- (1)富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する。

【F-i 火葬体制などの整備】

- (1)大規模災害による多数の死者の発生を想定し、遺体安置及び火葬などについて広域的な相互支援体制の整備や葬祭関係団体との連携などを図る。

7 G：国土保全・交通

推進方針

【G-a 河川整備の推進】

- (1) 豪雨等による市街地等への浸水を防止するため、国及び県と連携し、河川改修を促進する。
- (2) 河川の氾濫や大規模災害時の緊急対応を迅速に行うため、備蓄や復旧活動の拠点となり得る河川防災ステーションについて研究する。

主な取組	担当課
流域治水対策の実施	土木課

【G-b 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策】

- (1) 河川や水路施設等がその機能を確実に発揮できるよう、計画的に必要な改修等を実施し、維持及び長寿命化を図る。
- (2) 浸水のおそれのある地域における調整池などの施設について、その機能が十分に発揮できるよう適切な維持管理を行う。

主な取組	担当課
準用河川整備、水路整備、河川維持管理、浸水対策、渋川排水機場整備の実施	土木課

【G-c 堤防等の異常箇所早期発見及び復旧】

- (1) 大規模地震や豪雨が発生した時においても、その機能が十分に発揮できるよう、平常時から河川堤防のパトロールを実施し、異常箇所の早期発見に努める。
- (2) 災害による損傷箇所について、国や県、関係機関などと協力し早期復旧を図る。

主な取組	担当課
河川維持管理の実施	土木課

【G-d 治山事業等による土砂災害対策】

- (1) 豪雨や地震による林地等の崩壊や災害発生後の農地の荒廃を防ぐため、県等と連携し、平常時から治山事業を促進する。
- (2) 人命及び財産を守るため、県等と連携して砂防施設等の整備を行い、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

主な取組	担当課
急傾斜地の崩壊対策の実施	土木課

【G-e 道路・橋梁の整備】

- (1)避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく。
- (2)橋梁が損壊した場合、救助救出活動や避難に支障が生じるだけでなく、復旧にも時間がかかることになることから、橋梁の計画的な耐震化、長寿命化を図る。
- (3)災害発生時には、道路の寸断により孤立地域が発生するおそれがあるため、道路の危険箇所の調査を行い、防災・減災対策を講じる。
- (4)道路法面の落石・崩壊による被害を防ぐため、必要に応じて法面の保護工事を行う。
- (5)代替輸送路や地域における避難路を確保するため、市道や農道、林道等の整備、保全対策を講じる。
- (6)災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じないように、狭あい道路の整備を進める。
- (7)防災拠点を結ぶ緊急輸送道路などでは、橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策などの整備を進める。
- (8)災害時の交通手段としての自転車の利用を検討するとともに、平常時から安全に自転車を利用できるよう、自転車道や自転車専用通行帯等の整備について検討する。

主な取組	担当課
道路構造物長寿命化、新山梨環状道路関連道路整備、砂原橋架替、砂原橋取付道路整備、スマート IC 周辺道路整備の実施	土木課

【G-f 連携体制の強化】

- (1)道路交通網の確保のため、道路管理者間（国・県・近隣自治体）の相互応援と地元建設業協会等との連携強化を図る。

【G-g 倒木等危険箇所対策】

- (1)災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の伐採等の対策に努める。

主な取組	担当課
道路の維持管理の実施	土木課

【G-h 降灰対策の検討】

- (1)富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する。

8 H：地域防災

推進方針

【H-a 適切な避難行動の周知啓発】

- (1) 状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る。
- (2) 災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「わが家の災害時行動計画」の策定を促進する。
- (3) 親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「わが家の災害時行動計画」を策定するとともに、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する。
- (4) 緊急地震速報等を受信した各個人が身を守るための適切な行動をとれるよう、防災教育や研修等により防災意識の向上に努める。
- (5) 近隣住民の声掛けなどにより、共に支えあいながら行動ができるよう、防災教育や研修等により共助について啓発を図る。

主な取組	担当課
地域の特性に応じて行政区が自らまとめる「地区防災計画」の策定支援	防災危機管理課
世帯ごとに時間の経過に沿った行動計画を立てる「わが家の災害時行動計画」の策定支援	防災危機管理課
適切な避難行動をとれるよう、洪水・土砂災害ハザードマップの啓発	防災危機管理課
市民の防災意識の向上のための防災出前講座の実施	防災危機管理課

【H-b 避難行動要支援者台帳の整備】

- (1) 避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める。

主な取組	担当課
実行性のある避難行動要支援者台帳の整備	福祉総務課

【H-c 倒木等危険箇所対策】

- (1) 災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の伐採等の対策に努める。

主な取組	担当課
倒木等の危険性の高い樹木の事前伐採の促進	防災危機管理課

【H-d 孤立対策の推進】

(1) 孤立した場合でも、一定期間生活が維持できるよう、食料や医薬品など個人での備蓄や近隣住民による共有備蓄の促進を図る。

主な取組	担当課
食料及び生活必需品の備蓄の促進	防災危機管理課

【H-e 地域の除雪体制の整備】

(1) 自力による除雪が困難な世帯に対し、日常生活に必要な通路や緊急時における避難路を確保するため、行政区をはじめとした各種団体による組織的な除雪の協力体制を構築する必要がある。

(2) 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防車庫等の除雪を行うよう啓発する。

【H-f 個人備蓄の促進】

(1) 各家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する。

(2) 被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、うがい薬やマスク、手指消毒液、災害用トイレ等、個人備蓄の促進に取り組む。

(3) 一般家庭においては、ポータブル発電機や電気自動車等の活用、蓄電システムの導入などを促進する。

主な取組	担当課
家庭における備蓄に関する啓発記事の掲載	防災危機管理課 企画課
市民の防災意識の向上のための防災出前講座の実施	防災危機管理課

【H-g 避難所の整備】

(1) 避難所を適切に運営するため、各避難所に適した運営マニュアルの策定を進める。

(2) 避難所運営委員会と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練を実施する。

主な取組	担当課
自主防災組織と連携した避難所開設・運営訓練の実施	防災危機管理課

【H-h 人材の育成、組織の整備】

- (1) 災害時において、応急処置や救出、救護等に対応可能な知識、技能を持った人材の確保、協力が重要であることから、地域における人材を育成し、自主防災組織等の強化を図る。
- (2) 高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の災害対応力の向上を図る。

主な取組	担当課
防災士資格の取得支援	防災危機管理課

【H-i 地域コミュニティの強化】

- (1) 大規模災害発生時には、公的支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の向上を図るため、市内全ての地域で自主防災組織を整備し、自主防災リーダーの育成を図るなど、地域コミュニティの強化に取り組む。
- (2) 自主防災組織における防災訓練等積極的な活動や地域ごとに必要な資機材の配備等の支援を行う。
- (3) 災害発生後の治安の悪化を防ぐため、住民による犯罪抑止の見守りなどが行われるよう、自主防災組織に対して啓発を行う。

主な取組	担当課
自主防災リーダー養成講座の実施	防災危機管理課
自主防災組織の整備支援	防災危機管理課
自主防災組織の整備に必要な費用に対する補助	防災危機管理課

【H-j ボランティア対策】

- (1) 初期対応に遅れが生じることなく円滑に活動できるよう、笛吹市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る訓練を実施する。
- (2) 災害ボランティアが、家屋の片づけや炊き出しなどの直接的な支援のみならず、被災者の活力を取り戻すための寄り添いなど、災害発生時から復興に至るまで、被災者のニーズに対応した活動を行えるよう、体制の整備を進める。

主な取組	担当課
災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る訓練の実施	防災危機管理課

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて重点化しながら進める必要がある。このため、29の「起きてはならない最悪の事態」の中から、脆弱性評価の結果を踏まえつつ、人命の保護、影響の大きさ、どの災害でも起こりうる共通性、本市の地域特性、県の特に回避すべき事態の選定等を総合的に判断し、特に回避すべき9の「起きてはならない最悪の事態」を選定した。

また、特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」に対応する施策の中から、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急性」などを考慮して、特に重点化すべき21施策を設定した。

【笛吹市の重点化施策】

特に回避すべき 起きてはならない最悪の事態 (9 事態)		重点施策 (21 施策)
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-1-3 市有施設の安全性の確保 1-1-7 通学路の安全確保 1-1-9 効果的な消防活動のための整備
1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-3-1 河川整備の推進 1-3-5 適切な避難行動の周知啓発
1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	1-4-2 道路・橋梁の整備 1-4-6 適切な避難行動の周知啓発
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止	2-1-1 水道施設の耐震化及び老朽化対策 2-1-3 道路・橋梁の整備 2-1-4 公的備蓄の充実 2-1-5 個人備蓄の促進
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	2-3-5 道路・橋梁の整備 2-3-8 人材の育成、組織の整備 2-3-9 効果的な消防活動のための整備
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3-1-1 防災拠点としての機能の向上 3-1-2 業務継続体制の強化

4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	4-2-1 情報の収集及び伝達体制の確保 4-2-5 適切な避難行動の周知啓発
5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響	5-2-1 道路・橋梁の整備 5-2-2 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化
6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる分断	6-3-1 道路・橋梁の整備

2 各種施策の推進と進捗管理

施策の進捗状況の把握等を行うためのアクションプランを策定した上で、計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を整備し、PDCA サイクルにより、指標や各取組の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていく。

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国及び山梨県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

本計画に位置付けられた施策や取組は、本市全体の強靱化に関するものであり、特に「地域防災計画」と整合性が保たれながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができ、各分野別計画や総合計画実施計画などと連携し、計画的かつ着実に取組を推進していく。

資料編

重要業績指標（KPI）一覧

A：行政機能／防災・消防			
指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	担当課
広報紙への防災に関する啓発記事の掲載回数	2 回/年	4 回/年	防災危機管理課 企画課
市役所本館の非常用電源設備の稼働時間	4.6 時間	72 時間	管財課
市役所本館の非常用電源設備の浸水対応高さ	0.48m	5m	管財課
市民窓口館・保健福祉館の非常用電源設備の浸水対応高さ	0.19m	5m	管財課
特定防火対象物（収容人員 300 人以上）の立入検査実施割合	100%	100%	予防課
笛吹市消防本部における救急救命士の有資格者数	29 人	35 人	消防課
地区防災計画を策定した行政区の割合	0%	11%	防災危機管理課
わが家の災害時行動計画を策定した世帯の割合	0%	11%	防災危機管理課
指定避難所への防災備蓄倉庫整備率	16%	100%	防災危機管理課

B：住宅・都市・土地利用			
指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	担当課
住宅用火災警報器の設置割合	78.6%	100%	予防課
住宅用火災警報器が条例どおりの設置場所に設置されている割合	64.7%	100%	
木造住宅の耐震診断実施件数	32 件/年	35 件/年	まちづくり整備課
管理不全空家の除却件数	2 件/年	5 件/年	まちづくり整備課
道路に面した危険なブロック塀の撤去及び改修件数	7 件/年	10 件/年	まちづくり整備課
長寿命化計画策定済都市公園数	5 公園	7 公園	まちづくり整備課

B：住宅・都市・土地利用			
指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	担当課
水道管の耐震管への布設替割合	11.2%	17.5%	水道課
配水池の耐震化した割合	0%	10%	水道課
下水道管渠の耐震化した割合	84.0%	100%	下水道課

C：保健医療・福祉				
指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	担当課	
麻しん・風しん予防接種の接種率	第1期	95.8%	95%以上	健康づくり課
	第2期	90.9%	95%以上	
笛吹市消防本部における救急救命士の有資格者数	29人	35人	消防課	

D：教育・文化			
指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	担当課
小中学校校舎・屋内運動場トイレの洋式化 (改修完了校数)	0校/19校	19校/19校	教育総務課

E：産業・農業			
指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	担当課
認定農業者数	888人	890人	農林振興課
荒廃農地面積（農用地）	318ha	300ha	農林振興課
猟友会の会員数	113人	120人	農林振興課
収入保険加入者数	205人	400人	農林振興課

F：情報通信・エネルギー・環境			
指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	担当課
災害用マンホールトイレ設置数	6基	12基	防災危機管理課 下水道課

G：国土保全・交通			
指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	担当課
橋梁の長寿命化対策実施数 (跨線橋、跨道橋、第2 緊急輸送路道路に架かる橋、観光アクセス道路に架かる橋、孤立化防止の橋梁など 26 橋)	12 橋/26 橋	14 橋/26 橋	土木課

H：地域防災			
指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	担当課
地区防災計画を策定した行政区の割合	0%	11%	防災危機管理課
わが家の災害時行動計画を策定した世帯の割合	0%	11%	防災危機管理課
自主防災組織普及率	58%	70%	防災危機管理課

笛吹市国土強靱化地域計画
令和3年〇月

発行 笛吹市

編集 総合政策部政策課

〒406-8510

山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL 055-262-4111（代表）

FAX 055-262-4115